

《1. こども》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
児童相談所に関する事務	里親制度普及促進事業および里親委託推進支援事業にかかる事務	【里親制度普及促進事業】 市の児童福祉施設の入所中の児童のうち、里親家庭で生活することが望ましいと判断された児童の委託先を広く全国の里親を対象に行い、受託を希望する里親や里親希望者を対象に研修、家庭訪問調査、委託後の訪問指導。(委託事業) 【里親委託推進・支援事業】 里親委託推進事業、里親訪問支援事業、里親養育援助事業(委託事業)、家庭養育推進事業(委託事業) 【職員の行う事務】 ・委託事業者の公募、契約、委託料の支払い ・里親支援事業相談員、里親委託推進員(非常勤嘱託職員)の雇用経費・国庫補助金の申請にかかる事務	こども青少年局	要綱等	中核市		○	
	療育手帳の判定にかかる事務	(要綱・通知)療育手帳の実施について 第4の5 療育手帳の交付のための ・新規申請分…受付事務(24区からの相談を受付、台帳記入、児童相談システムへの入力、ファイル作成、判定の予約(郵送)電話での詳細確認の場合もあり) ・更新申請分…保護者からの電話予約受付、台帳記入 判定事務…心理検査・聞き取り・結果の集計・保護者への結果説明、助言 福祉サービスに関する情報提供	こども青少年局	要綱等	指定都市		○	
	情緒障がい児外来治療センターにかかる事務	こども相談センターが受理した情緒障がい児とその親に対し、一定期間通所させて遊戯療法等治療を行うことにより、児童の情緒的混乱の解消と母親等の養育態度の改善を援助し、将来における問題の発生防止を目的とする。 ・セラピストの講師謝礼の支払い、スタッフ募集事務、消耗品の購入 ・参加者のグループ調整、社会調査、通知送付事務	こども青少年局	任意			○	
	精神発達精密検診及び事後指導にかかる事務	1歳半、3歳、4・5歳の健診後の精密検査 ・24区からの依頼文書の受付事務、予約 ・判定事務、母子保健担当への結果送付 ・事後指導の必要な親子に対するグループ調整、社会調査、通知送付事務 ・スタッフの謝礼支払事務	こども青少年局	要綱等	中核市		○	
	重症心身障がい児訪問指導事業にかかる事務	・非常勤嘱託職員の採用、雇用、経費支払事務 ・療育手帳判定結果をもとに重症心身障がい児についてリストの作成 ・在宅の重症心身障がい児の家庭を訪問し療育や介護等についての助言や指導 ・訪問記録の保存 ・非常勤嘱託職員雇用経費の支出事務	こども青少年局	要綱等	中核市		○	
	児童虐待防止対策事業にかかる事務(児童虐待防止対策支援事業実施要綱)	こども相談センターにおいて、虐待を受けた児童の早期対応、保護、自立支援、児童虐待により親子分離した家庭に対する家族再統合等の援助を迅速かつ的確に実施するため、こども相談センターの体制強化を図り、地域協力員による協力体制の整備、医療的・法的対応に対する機能強化、児童虐待を行った保護者及び虐待を受けた子どもに対するカウンセリングプログラムの実施、児童虐待ホットラインの設置。 ・非常勤嘱託職員の採用、雇用、経費支払事務 ・講師謝礼の支払にかかる事務 ・委託事業者の公募にかかる事務、契約、支払(カウンセリング強化事業) ・国庫補助金申請にかかる事務	こども青少年局	要綱等	中核市		○	
	児童虐待防止対策事業にかかる事務(安心こども基金管理運営要綱)	児童の安全確認のための体制強化、児童虐待防止対策のための資質向上、体制強化のための環境改善等 ・非常勤嘱託職員の採用、雇用、経費支払事務 ・環境改善のための備品・消耗品の購入事務 ・資質向上のための研修等への参加経費支出事務 ・安心こども基金の申請事務	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
長谷川羽曳野学園(児童養護施設)	(長谷川小中)児童福祉施設関係費に関する事務	長谷川小・中学校(大阪府柏原市)の寄宿舎である「長谷川羽曳野学園」は、児童福祉法に基づく児童養護施設の認可を受け運営している。その入所している児童・生徒が日常生活を送るための経費に係る予算・決算に関する事務、配当・執行・調達・支払等会計に関する事務及び歳入に関する事務	教育委員会	任意				○ 一組

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
市立の母子生活支援施設	母子生活支援施設の設置・運営	母子生活支援施設の設置・運営 ○母子生活支援施設 配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、合わせて退所した者について相談とその他の援助を行うことを目的とする施設 ○母子生活支援施設：北さくら園(東淀川区)・東さくら園(東成区)・南さくら園(阿倍野区)	こども青少年局	任意				○一組
民間の児童福祉施設	施設指導及び助成(児童養護施設等)に関する事務	施設入所児童の健全育成と処遇の向上を図るため、市児童福祉施設連盟や施設に対し指導や助成を行う。 ・委託に関する事務(公募関係事務、契約事務、支払い事務) ・助成に係る申請書受付・審査・支払い	こども青少年局	任意			○	
	児童養護施設入所児童処遇向上事業等に関する事務及び児童福祉施設中規模整備助成に関する事務	・児童福祉施設等入所(者)の処遇向上並びに自立支援を図るため、児童福祉施設等処遇向上加算事業費等基準外援助費を支給。 ・施設入所児童に対し、成長段階や季節に応じた行事を行うことにより、児童の健全育成に寄与。 ・施設管理や事業実施のうえで、必要であると認められる場合の施設の改修補修の費用の一部を補助。 ・児童福祉施設を退所し就職した児童に適切な指導、助言等を行い、社会生活への適応を容易にする。 ・安定した就業が困難な児童養護施設の退所予定者や母子生活支援施設の入所者に、適切な就業環境を与えるための職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等の就業支援を行い、社会的自立をめざす。 ・児童養護施設等を退所し、家庭引取りとなる児童が、安定した家庭への復帰が図られるよう継続した支援を行うため、こども相談センターと入所施設が連携し、それぞれの機能を生かしながら、施設退所前から施設退所後にかけて、家庭の見守りや児童・保護者への面接などのフォローを行う嘱託職員等を、児童養護施設等とこども相談センターに配置。 【職員の事務】 ・委託に関する事務(公募関係事務、契約事務、支払い事務) ・助成に係る申請書受付・審査・支払い	こども青少年局	任意			○	
	週末里親事業にかかる事務	児童福祉施設に入所している児童で、保護者の面会や一時帰宅の機会のない児童等を週末里親として登録した家庭に週末等に月1回程度または学校の長期休業中には数日間宿泊させ、家庭生活を体験させ、個別的な処遇の向上を図り、児童の健全育成を図るとともに将来の施設退所後の自立を促進する。 ・委託事業者の公募準備、契約事務	こども青少年局	任意			○	
	ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等に対する「サポート体制の充実」を図るため、地域支援システムを活用し、区レベル、地域レベルにおけるネットワークを構築する。また、区における相談・情報提供機能をより身近で充実したものとし、さめ細かで継続的な就業支援を実施。 ・各区でのひとり親家庭等支援部会の開催状況のとりまとめ、及び運営にかかる予算の配分事務等 ・ひとり親家庭等ケースマネジメント従事者研修の実施 ・ひとり親家庭等就業サポーター雇用関係事務 ・国庫補助関係事務 ・ひとり親家庭等就業サポーターによる就業相談	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	ひとり親家庭等就業自立支援サポート体制強化事業に関する事務(区)	ひとり親家庭等に対する「サポート体制の充実」を図るため、地域支援システムを活用し、区レベル、地域レベルにおけるネットワークを構築する。また、区における相談・情報提供機能をより身近で充実したものとし、さめ細かで継続的な就業支援を実施。 ・ひとり親家庭等支援部会の運営 ・就業サポーターとの調整、連携、情報交換等	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	ひとり親家庭等生活支援事業に関する事務	ひとり親家庭等の生活基盤の向上・安定を図るため、生活支援講習会及び相談支援、土曜・夜間の電話相談、ひとり親家庭等のための情報交換事業を行う。 ・委託に関する事務(公募関係事務、契約事務、支払い事務) ・国庫補助関係事務	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	ひとり親家庭医療費助成に関する事務	制度の拡充・変更等にかかる事務及び府補助金関係事務及び医療費の現物給付分支払事務及び各区保健福祉センターにおいて執行される業務の指導監督及び全区の予算・決算の総括事務。 【目的】ひとり親家庭の医療費の一部を助成することにより、健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって福祉の向上を図る 【対象者】市内在住の医療保険加入者で、ひとり親家庭の18歳までの児童及び監護する母又は父等。所得制限あり 【助成内容】保険診療が適用された医療費の自己負担の一部及び入院時の食事療養にかかる自己負担	こども青少年局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	ひとり親家庭医療費助成に関する事務(区)	各区保健福祉センターにおいては、医療費の現金給付分支払い事務及び資格取得・異動等にかかる事務を行う。 【目的】ひとり親家庭の医療費の一部を助成することにより、健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって福祉の向上を図る 【対象者】市内在住の医療保険加入者で、ひとり親家庭の18歳までの児童及び監護する母又は父等。所得制限あり 【助成内容】保険診療が適用された医療費の自己負担の一部及び入院時の食事療養にかかる自己負担	こども青少年局	任意			○	
	その他ひとり親家庭、寡婦及び児童の福祉に関すること	・行政事務に関する事務 ・庶務関係事務 ・総合福祉システム関係事務 ・研修関係事務 等	こども青少年局	任意			○	
青少年施策	青少年施策に関する事務(任意事務)	【目的】 次代を担う子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長できるよう、青少年施策、若者自立支援、青少年活動の推進等に取り組むことにより、青少年の健全育成を図る。 ・こども・青少年の健全育成にかかる総合企画 ・青少年指導員・青少年福祉委員に関する業務(委嘱・補助金交付・委託など) ・青少年団体との連携 ・青少年国際交流事業 ・こどもの安全対策 ・若者の自立支援	こども青少年局	任意			○	
	青少年の健全育成事業(こども夢・創造プロジェクト、地域こども体験学習、塾代助成等)、青少年国際交流派遣に関する事務	① こども 夢・創造プロジェクト事業 市内の小中学生を対象に、企業や大学、専門学校等と協働で、あこがれる人物や、大阪が誇る文化や産業の担い手から子どもたちが学び体験する機会を提供する事業を実施。 ② 輝け「未来」こども夢体験プロジェクト広報 本市並びに民間が展開する体験プログラムについて、年2回企業等を実施調査を行うことにより、企画企業等を募り、こども向け体験学習について一元的にホームページにより発信。 ③ 地域こども体験学習事業 ・幼児から学齢期の子どもたちに身近な地域でものづくり体験等、多様で基礎的な実体験ができるプログラムを提供。 ④ 塾代助成事業 ・子どもたちの学力や学習意欲の向上を図り、個性や才能を伸ばす機会を提供するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、学校外教育に利用できるバウチャーを交付。平成24年度は、西成区の就学援助被認定者等の中学生を対象として実施。 ⑤ 青少年国際交流事業(大阪市・上海市児童文化交流) ・本市と上海市の友好親善と文化交流を図るため、両市において各年度交互に児童の絵画・書写を中心とした作品展を開催。	こども青少年局	任意			○	
信太山青少年野外活動センター	青少年野外活動施設(信太山青少年野外活動センター)管理運営に関する事務	【目的】 野外活動施設は、自然とのふれあいや感動体験、自立した共同生活、様々な創造活動など、青少年の成長に貴重な体験活動の場を提供することにより、健全な青少年の育成を図る。 【事務の概要】 ・指定管理者の公募、選定、決定にかかる事務 ・指定管理者の公募に向けた条例改正に関する事務(利用料金制度への変更) ・指定管理者との契約締結に関する事務 ・指定管理者の歳入・歳出・決算に関する事務 ・庶務関係業務 信太山野外活動センター(和泉市)	こども青少年局	任意			○	細
青少年センター	青少年センターの運営に関する事務	【目的】 青少年の健全な育成を推進するため、青少年の文化と教養を高め、青少年団体の活動の機会を提供し、それらの自主的な活動を促し、また青少年に対し、音楽、舞踏、美術その他の芸術の創作、練習、発表の場を提供することにより、音楽等の創作活動を支援し、青少年相互の交流を促進。 【事務の概要】 ・指定管理者の公募、選定、決定にかかる事務 ・指定管理者の歳入・歳出・決算に関する事務 ・庶務関係業務 ・施設の処分に向けた事務(売却の準備等) 青少年センター(東淀川区)	こども青少年局	任意			○	細
こども文化センター	こども文化センター管理運営に関する事務	(1) 鑑賞会、発表会、展示会及び各種教室を開催 (2) 児童文化に関する資料を収集し、保管し、及び調査研究 (3) 児童の文化活動に関する相談を行うこと (4) 児童の文化活動に関する指導者を養成すること (5) 施設を児童の文化活動の用に供すること (6) その他市長が必要と認める事業 上記を行う指定管理者の公募・選定・協定、連絡調整・指導に関する事務 こども文化センター(西区) ※移転予定だが移転先は未定	こども青少年局	任意			○	細

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
長居ユース ホステル	長居ユースホステル管理運営に関する事務	【目的】 青少年に対し、旅行を通じて自律ある生活を行わせることにより、健全な青少年の育成を図る。 【事務の概要】 ・指定管理者の公募、選定、決定にかかる事務 ・指定管理者との契約締結に関する事務 ・指定管理者の歳入・決算に関する事務 ・庶務関係業務 長居ユースホステル(東住吉区)	こども青少年局	任意				○一組
放課後児童 健全育成事業	児童いきいき放課後事業に関する事務(放課後子ども教室推進事業等実施要綱)	市内市立小学校において、遊び・スポーツ等の活動を実施し、児童の健全育成を図る。 実施箇所数298箇所、登録児童数59,240人(H24年4月現在) ・児童いきいき放課後事業に関する国庫補助関係事務 国庫補助金申請、実績報告、精算、照会回答事務等 (関連要綱・該当事業名) ・放課後子ども教室推進事業等実施要綱(放課後子ども教室推進事業) ・放課後子どもプラン推進事業補助金交付要綱(放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業) ・放課後子どもプラン推進事業実施要綱(放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業) ・学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱(放課後子ども教室推進事業)	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
放課後児童 健全育成事業	大阪市子どもの家事業及び大阪市留守家庭児童対策事業に関する事務(放課後児童健全育成事業等実施要綱)	民設民営の事業に対する補助を行い、地域の児童の健全育成を図る。 大阪市子どもの家事業実施箇所数28箇所、登録児童数1,807人(H24年4月現在) 大阪市留守家庭児童対策事業実施箇所数99箇所、登録児童数1,900人(H24年4月現在) ・大阪市子どもの家事業及び留守家庭児童対策事業に関する国庫補助関係事務 国庫補助金申請、実績報告、精算、照会回答事務等 (関連要綱・該当事業名) ・放課後児童健全育成事業等実施要綱(放課後児童健全育成事業) ・放課後子どもプラン推進事業補助金交付要綱(放課後児童健全育成事業) ・放課後子どもプラン推進事業実施要綱(放課後児童健全育成事業)	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
放課後児童 健全育成事業	児童いきいき放課後事業、大阪市子どもの家事業、大阪市留守家庭児童対策事業に関する事務(任意事務)	・児童いきいき放課後事業(児童いきいき放課後事業実施事務) 市内市立小学校において、遊び・スポーツ等の活動を実施し、児童の健全育成を図る。 実施箇所数298箇所、登録児童数59,240人(H24年4月現在) ・子どもの家事業(子どもの家事業実施事務) 民設民営の施設に対する補助を行い、地域の児童の健全育成を図る。 実施箇所数28箇所、登録児童数1,807人(H24年4月現在) ・留守家庭児童対策事業(留守家庭児童対策事業実施事務) 民設民営の施設に対する補助を行い、留守家庭児童の健全育成を図る。 実施箇所数99箇所、登録児童数1,900人(H24年4月現在)	こども青少年局	任意			○	
地域の子育て 支援	ブックスタート事業に関する事務	目的:絵本を通して親と子がふれあう機会を生み出し、豊かな親子関係を育むと同時に、子どもの情緒面での発育を促す。事業対象家庭に引換券、チラシを配付、地域子育て支援拠点事業実施施設等で読み聞かせ講座を実施。 対象:3か月児健診の対象の乳幼児親子 ・絵本の選定、絵本及びブックスタート用バックの買入 ・実績集計、在庫管理、絵本やバックなどの過不足分の実施施設への郵送。 ・引換券とチラシの作成、印刷、各区への送付。 ・各ブックスタート実施施設との年間実施日の調整。	こども青少年局	任意			○	
	病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援サービス事業)(民間分)に関する事務	・保育所通所児童が病気のため保育所等での集団保育が困難で、かつ保護者の就労等により家庭での保育ができない場合に児童を預かる事業。 ・子育てと就労の両立の支援、児童の健全育成を目的とする。 ・委託事業者の公募業務 ・委託事業者との契約締結・委託料支払関係事務	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	家庭相談員の指導にかかる事務	(関連要綱・通知等) 家庭児童相談室の設置運営について 第8の2 児童福祉関係諸機関との連絡調整 ・各区役所での家庭児童福祉にかかる相談を担当する家庭児童相談員に対し、専門的見地からの支援を行う。	こども青少年局	要綱等	一般市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
あいりん特別保育対策等	あいりん特別保育対策及び児童健全育成事業に関する事務	【あいりん特別保育対策】 ・あいりん地区に生活する児童の健全な発達・育成のため、緊急・一時的な保育を必要とする児童を保護・保育するとともに、生活指導及び遊びの指導を行う。 【あいりん児童健全育成事業】 ・あいりん地区に居住する児童に健全な遊びと活動の拠点を提供し、指導を行うとともに、児童の家庭への巡回訪問や地域巡回を行い、児童の指導に必要な調査及び保護者に対して児童の養育のため必要な支援を行うほか、不登校児童相談、地域の小中学校との連携、西成区との連携、あいりんこども連絡会でのネットワークづくり等を行う。 ・委託事業者との契約締結・委託料支払事務	こども青少年局	任意			○	
児童手当、子ども手当	総合福祉システム運用・管理に関する事務	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法(生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子・寡婦福祉法)事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用・管理。	こども青少年局	任意				○一組
	総合福祉システム運用・管理に関する事務(区)	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法(生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子・寡婦福祉法)事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用・管理。	こども青少年局	任意			○	
こども医療費助成	こども医療費助成に関する事務	制度の拡充・変更等にかかる事務及び府補助金関係事務及び医療費の現物給付分支支払事務及び各区保健福祉センターにおいて執行される実務の指導監督及び全区の予算・決算の総括事務。 (目的)こどもの医療費の一部を助成することにより、こどもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図る。 (対象者)市内在住の医療保険加入者で、15歳(中学校修了)までのこども。3歳以上所得制限あり。 (助成内容)保険診療が適用された医療費の自己負担の一部及び入院時の食事療養にかかる自己負担	こども青少年局	任意			○	
	こども医療費助成に関する事務(区)	各区保健福祉センターでは、医療費の現金給付分支支払事務及び資格取得・異動等にかかる事務。 (目的)こどもの医療費の一部を助成することにより、こどもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図る。 (対象者)市内在住の医療保険加入者で、15歳(中学校修了)までのこども。3歳以上所得制限あり。 (助成内容)保険診療が適用された医療費の自己負担の一部及び入院時の食事療養にかかる自己負担	こども青少年局	任意			○	
	医療助成システムの運用・改修に関する事務	医療費助成事務にかかる資格及び給付のシステムにおける保守、障害及び開発対応事務。	こども青少年局	任意				○一組
保育施策	特定保育事業(民間分)に関する事務	目的:保護者の就業形態の多様化に伴う断続的な保育や、保護者の傷病等による緊急・一時的な保育に対応するため、また、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減や就学前児童の成長・発達のために保育が必要な場合に、一時保育事業において保育サービスを提供することにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図る。 対象:保育所に入学していない小学校入学前の児童 ・毎月の一時保育事業月報の精査事務 ・民間保育所等運営補助金による補助金額決定事務 ・公費関係事務	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	休日保育事業(民間分)に関する事務	目的:保護者の労働等のために休日ににおいても保育が必要な場合に、保育サービスを提供することにより、児童の福祉の向上を図る。 対象:保育所に入所している児童等 ・毎月の休日保育事業月報の精査事務 ・民間保育所等運営補助金による補助金額決定事務	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	保育従事者に対する厚生労働大臣感謝状授与者の推薦にかかる事務	多年にわたり地域福祉の推進に尽力し、その功績が特に顕著と認められる個人及び団体に対して、厚生労働大臣から表彰されるよう都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が推薦するため、民間保育所施設長の住所、氏名、生年月日、保育経歴等を照会し、大阪市こども青少年局としての推薦者を選出。	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	保育士等に対する資質・専門性を向上させる研修に関する事務	多様な保育ニーズに対応し、豊かな保育を創設するために、常に保育課題について理解を深め技術の研鑽を図り、意欲と創造力が備わった人材の育成、並びに対人援助者としての資質を高めるため、公立・民間保育所の保育士への研修を企画し実施。	こども青少年局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	施設(民間保育所)の整備に関する事務	今後の保育ニーズに対応するため保育所整備計画を作成し、その計画を進めるため社会福祉法人等へ保育所の整備費用の一部を支出することにより、保育所整備を促進。 職員が行う事務：保育所の開設案の申請書受付、内容審査、補助決定、支払等の事務。	こども青少年局	任意			○	
	待機児童数の調査に関する事務	各区の保健福祉センターから報告される4月1日現在及び10月1日現在の各区の待機児童数について、各区からヒアリング調査・分析のうえ、本市全体の動向を推計し保育所整備計画を適宜修正。	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付に関する事務	認可外保育施設について、指導監督通知に基づく指導監督の効果的な実施を図るとともに、指導監督基準を満たしていると認められる施設に対し都道府県知事等が証明書を交付。	こども青少年局	要綱等	中核市		○	
	児童福祉施設(保育所)における感染症対策等の報告にかかる事務	社会福祉施設等の施設長は、同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合や、同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合又は、前述の事案に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合の場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局は迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等の報告を受けるとともに、併せて保健所に報告し、適切な指示を求める。	こども青少年局	任意			○	
	公立保育所における食育の推進及び献立表の作成、公立子育て支援センターでの栄養相談に関する事務	保育所保育指針に基づき、保育所調理員、保育士及び児童・保護者に食育の研修・指導、栄養相談等を行う。	こども青少年局	任意			○	
	家庭的保育事業の報告及び立入調査に関する事務	・家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査。 ・家庭的保育事業が最低基準等に適合しないと認められるときは、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずる。 ・家庭的保育者が、命令又は処分に違反したときや、乳児又は幼児の処遇に不当な行為をしたときは、その事業の制限又は停止を命ずる。	こども青少年局	任意			○	
	家庭的保育事業の保育の内容への支援に関する事務	1 保育の内容への支援 保育する乳幼児の発達過程に応じた適切な保育が図られるよう、「保育の計画」や「一日の保育内容」を編成するに当たって必要な援助・指導を行うなど、保育の内容に関する支援を市町村が行う。 また、家庭的保育者間の相互の理解を深め、保育の質の向上のため、家庭的保育者間の交流や連携を図る機会を設ける。 2 巡回指導・相談 家庭的保育者の居宅等における保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者等を少なくとも3か月月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させる。また、家庭的保育者からの相談に応じ、必要な助言及び指導を行うことができる体制の整備を行うとともに、家庭的保育者の健康状況の把握を行う。	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	産休等代替職員費補助金に関する事務	児童福祉施設の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員を臨時的に任用する必要があるため、大阪市が産休等代替職員の任用にかかる経費を一部負担。 職員が行う事務：申請書受付、内容審査、補助決定、支払等の事務	こども青少年局	任意			○	
	保育所運営費(負担金)支弁に係る所長設置・未設置単価の適用認定等にかかる事務	保育所運営費(負担金)支弁に係る所長設置・未設置単価の適用認定、民間施設給与等改善費を承認する。 職員が行う事務：申請書受付、内容審査、承認決定、支払等の事務(参考)児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について(昭和51年4月16日児第59-2号)	こども青少年局	要綱等	中核市		○	
	施設機能強化推進費に係る加算の認定にかかる事務	保育所において、(1)施設がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進。(2)施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な非難・誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る。(3)児童養護施設の入所児童に一定期間小集団での訓練を行うことにより、小学校への順応促進を図るため、施設機能の充実強化を推進。 職員が行う事務：事業実施申請書受付、内容審査、承認決定、支払等の事務	こども青少年局	要綱等	中核市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	道県
	保育所入所児童処遇特別加算の認定にかかる事務	高齢化社会の到来等に対応して、保育所においても高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細かな入所児童等のサービスの向上を図るため、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務について、これらの者を非常勤職員として雇用した場合に加算し、入所児童等の処遇の一層の向上を図る。 職員が行う事務：申請書受付、内容審査、承認決定、支払等の事務	こども青少年局	要綱等	中核市		○	
	保育所における運営費の弾力的運用に関する報告・協議等にかかる事務	待機児童の動向に見られるように幅広い保育需要が顕在化するなど、制度をめぐる状況が変化しているところ。こうした状況に対応していくためには、保育サービス量の拡充及び質の確保を図るとともに、保育所運営の効率化・安定化を進める必要があることから、保育所運営費の経理については、適切な施設運営が確保されていることを前提として運営費の弾力運用を認める。 職員が行う事務：申請書受付、内容審査、承認	こども青少年局	要綱等	中核市		○	
	保育関係基礎資料の分析・収集・報告に関する事務	厚生労働省の予算編成の基礎資料とするため、本市の保育所関係の基礎資料を厚生労働省へ報告。 ・保育所関係の基礎資料の提出について(H23年4月7日雇児保発0407第1号) ・H23年度福祉行政報告例の実施について(H23年2月15日統発0215第4号)	こども青少年局	任意			○	
	児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守するための事務(検便・検尿の実施・公立保育所嘱託医の委嘱)	検便・検尿を実施する業者を入札により選定し、具体的な実施要領を公立・民間保育所へ事務連絡。また、公立保育所の嘱託医(内科医、歯科医)の解職と委嘱を行う。	こども青少年局	任意			○	
	予備保育士常勤化促進及び嘱託医配置円滑化事業に関する事務	1. 予備保育士常勤化促進事業…配慮を要する児童が増加し、保護者も含めた支援が必要とされる保育所において、国の運営費上非常勤保育士とされている予備保育士を施設規模の大小に関わらず常勤保育士で配置することにより、恒常的な保育水準の確保や保護者支援の充実を図る。 2. 嘱託医配置円滑化事業…公立保育所の嘱託医手当額と国の運営費に含まれる嘱託医手当額との差額を補助することにより、児童福祉施設最低基準に定められた嘱託医の確保を円滑にし、入所児童の処遇向上を図る。 職員が行う事務：申請書受付、内容審査、承認決定、支払等の事務	こども青少年局	任意			○	
	長時間保育・延長保育及び保育所地域活動事業、保育対策等促進事業費補助金に関する事務	保育所の保育時間は、1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、その他家庭の状況等を考慮し保育所の長が定めるものとされているが、近年の女性の社会進出の増加等に伴い、就労形態も複雑多様化し、長時間の保育ニーズがますます増加。これらのニーズに対応するため、8時間を超える12時間までの部分について「長時間保育」として、12時間を超える部分を「延長保育」として事業を推進している。民間保育所については、事業実施に必要な経費を補助金として支出。 保育所地域活動事業は、多様化する保育需要により積極的に対応するとともに、地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を住民のために活用することが要請されていることを鑑み、保育所において特に、夜間保育の円滑な実施及び地域の需要に応じた幅広い活動を実施することにより、児童の福祉の向上を図る。 職員が行う事務：事業実施申請受付、事業承認、報告書(月報)による利用人数の確認、支払等の事務 (関連通知)保育対策等促進事業費の国庫補助について(平成20年6月9日厚生労働省発雇児第0609001号)	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	一時保育事業(特定保育事業(公立分))、休日保育事業(公立分)、乳幼児健康支援サービス事業(病児・病後児保育事業)(公立分)に関する事務	・勤労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時保育に対する需要や、保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担感が増えていることに鑑み、これらの保育需要に対応するため一時保育事業を実施。 職員は、保護者から子どもを預かり、保育を行うとともに、利用料を徴収。 ・休日(日曜日・祝日及び年末年始)における保護者の就労等による保育需要に対応するため、公立保育所において保育サービスを提供。 職員は、保護者から子どもを預かり、保育を行うとともに、利用料を徴収。 ・子育てと就労の両立の一環として、保育所等に通所している児童が病気の回復期にあり、集団保育が困難でありかつ自宅での育児を余儀なくされる期間、当該児童を預かるデイサービス事業を公立保育所において実施。 職員は、保護者から子どもを預かり、保育を行うとともに、利用料を徴収。	こども青少年局	要綱等	一般市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	長時間保育事業(公立分)、延長保育事業(公立分)に関する事務	・保育所の保育時間は、児童福祉施設最低基準に基づき、1日につき8時間が原則となっているが、近年の女性の社会進出の増加等に伴い、長時間の保育ニーズが増加。公立保育所においては、これらのニーズに対応するため、8時間を超える部分について長時間保育として対応。 - 職員は、子どもの保育を行う。 ・保育所の保育時間は、児童福祉施設最低基準に基づき、1日につき8時間が原則となっているが、近年の女性の社会進出の増加等に伴い、長時間の保育ニーズが増加している。公立保育所では全公立保育所において、長時間保育(11時間保育)を実施しているが、就労形態の多様化に伴い、さらなる延長のニーズがある。これに対応するため、一部の公立保育所において11時間を超える12時間保育(延長保育)を行っている。 - 職員は、子どもの保育を行うとともに、利用料を徴収。	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	公立保育所運営事業に関する事務	・公立保育所の多機能化や入所枠拡大のため大規模改修。 ・公立保育所において保育に欠ける児童を保育。 ・保育士等の産休等により欠員が生じた際に代替職員の雇用。また、給食調理業務の繁忙対応のため、補助要員(非常勤嘱託職員)を雇用。 ・保育所給食について、必要な経費を保護者負担とし幼児主食の提供。 ・保育士資格を有する非常勤嘱託職員を雇用。 ・公立保育所における育児相談等の業務について、非常勤嘱託職員を雇用し、保育内容等の充実。 ・公立保育所の運営を社会福祉法人に委託。 ・保育所について、定期点検によって明らかとなった劣化・不具合等について、補修・改修工事。 ・非常勤嘱託職員を保育所に巡回派遣し、保育士、保護者に助言、指導等。 ・障がい児を受け入れている民間保育所に対し、担当保育士の人件費の補助。 ・公立保育所において、障がい児の受け入れ促進と保育内容の充実。 ・公立保育所において、区からの要請により、保育所の最低基準(面積)を緩和し、児童の処遇確保に必要な保育士を配置し、入所児童の受入枠を拡大し、待機児童の解消を目指す。 ・公立保育所の民間移管に伴う移管予定保育所の保護者説明会の開催、移管先の社会福祉法人の公募・選定。また、適切に移管ができるよう保育の引継ぎ、巡回。 ●公立保育所 125ヶ所(公営81ヶ所、民営44ヶ所) ※H24年4月1日現在	こども青少年局	任意			○	
公立の児童福祉施設の運営	阿武山学園の運営に関する事務(任意事務)	・庶務全般 ・予算・決算、必要物品の購入、外線電話対応、学園行事対応、郵便・送達対応、施設維持管理、他都市照会回答 等 ・学園職員の勤務スケジュール調整・勤怠・厚生等業務 ・日・宿直等の勤務調整、被服・検診等、総務事務センター対応 等 ・入所児童に提供する給食等の栄養管理 ・献立作成、膳材料入札 等 ・入所児童に提供する給食等の調理 ・1年365日(行事用の弁当やおせちを含む) ・関係機関や医療機関への入所児童の送迎業務 ・家裁(審判)や児童相談所(児童処遇会議や医療相談)、ADHD等の通院 等 ・家裁や弁護士大学等の法務等関係者、民生委員等の施設見学にかかる業務 ・入所児童にかかる児童相談所や家庭裁判所、警察等との連絡調整等 ・児相(児童の入退所等)、家裁(審判)、警察(入所前の事件の聞き取りや無断外出時の捜索依頼) 等 ・学園内に設置された学校(分校)との連絡調整等 ・施設設置にあたり法で定められている苦情調整委員会に関する事務 ・児童から届けられた意見・苦情に対する諮問、委員会の開催 等 - 阿武山学園(高槻市)	こども青少年局	任意			○	細
	大阪市立児童院の運営に関する事務	- 情緒障がい児短期治療施設の管理・運営 ・入所前及び退所後の児童の相談及び援助をおこなう ・入所(通所)児童に対して基本的な生活習慣を身につけさせる ・入所(通所)児童の治療に必要な心身の判定及び心理治療をおこなう ・入所(通所)児童の保護者の相談及び援助をおこなう ・入所児童が栄養管理をおこない安全で安心な食事を提供する ・情緒障がい児短期治療施設の事務をおこなう - 児童院(西区)	こども青少年局	任意			○	細
	大阪市立児童院施設維持管理に関する事務	- 児童院の建物、設備等の維持管理をおこなう ・建物等維持の保守点検等予算執行事務 ・児童院を含めたビルの入退館管理 ・建物・設備の日常点検 ・その他児童院の建物、設備等の維持管理	こども青少年局	任意			○	細

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	道県
スクールカウンセラー事業等	スクールカウンセラー事業、「休日及び平日夜間の電話教育相談事業」にかかる事務	【スクールカウンセラー事業】 いじめや不登校等の子どもの問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決のために、地域におけるカウンセリング機能の一層の充実を図るべく、中学校や小学校にスクールカウンセラーの配置及び派遣。 【休日及び平日夜間の電話教育相談事業】 不登校やいじめ、学習や行動の悩みなどを電話という相談しやすい方法によって受け、問題の事前防止や早期発見、早期解決のため、子どもや保護者に助言。平日の午後7時から翌朝9時までと土曜・日曜及び祝日に業務委託して実施することで、子どもが相談しやすい時間にも対応できる体制を整備。 【職員の行う事務】 スクールカウンセラーの依頼・配置等に係る事務、緊急派遣に係る事務、研修等に係る事務、広報に係る事務、謝礼金の支払いに係る事務、事業費補助金に係る事務、事業の統計に係る事務、スクールカウンセラー事業にかかる経理調達。 （関連要綱） 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱 第3条、第4条 スクールカウンセラー等活用事業実施要領2・3	こども青少年局	要綱等	指定都市	○		
教育相談	教育相談・特別支援教育相談事業にかかる事務（教育相談）	【教育相談事業】 こども相談センターの児童援助業務の一環として、不登校やいじめ等の学校教育に関わる課題を抱える児童及び保護者等を対象に、こども相談センターでの来所相談とともにサテライトでの出張相談や電話（24時間365日対応）・メールによる相談を行う。また、不登校で、集団参加に課題を抱える子ども一人ひとりの状態に応じた適切な支援を推進するため、こども相談センターの指導の一環として、「相談（継続）」及び学校や関係機関等との連携のもと、不登校児童の問題状況や必要とされる支援内容、利便性に対応した通所を体系的に整備し、再登校などの社会参加を支援。	こども青少年局	任意			○	
	特別支援教育相談にかかる事務	【特別支援教育相談事業】 こども相談センターの児童援助業務の一環として、障がいがあるか、もしくはその疑いのある児童に関する相談窓口を開設し、来所による相談を行う。 相談者の課題に対し、複数の心理検査を組み合わせた専門的なアセスメント（見立て）を行い、児童の置かれている状況に応じた支援・指導のあり方について助言。 【職員の行う事務】 支援方針検討会議の開催、受理会議に関する事務、教育相談（来所・出張）にかかる調整、電話教育相談にかかる運営及び事業統計、メール教育相談に関する事務、講師謝礼の支払、非常勤嘱託職員雇用経費の支払	こども青少年局	任意			○	
	教育相談・特別支援教育相談事業にかかる事務（特別支援教育相談）	【特別支援教育相談事業】 こども相談センターの児童援助業務の一環として、障がいがあるか、もしくはその疑いのある児童に関する相談窓口を開設し、来所による相談を行う。相談者の課題に対し、複数の心理検査を組み合わせた専門的なアセスメント（見立て）を行い、児童の置かれている状況に応じた支援・指導のあり方について助言。 【職員の行う事務】 支援方針検討会議の開催、受理会議に関する事務、教育相談（来所・出張）にかかる調整、電話教育相談にかかる運営及び事業統計、メール教育相談に関する事務、講師謝礼の支払、非常勤嘱託職員雇用経費の支払	こども青少年局	任意			○	
	メンタルフレンド訪問援助事業、「不登校児童通所事業」にかかる事務	【ひきこもり等児童の支援】 ひきこもり・不登校児童に対し、当該児童の家庭に児童の兄又は姉に相当する世代をメンタルフレンドとして定期的に訪問させ、児童の自主性や社会性の伸長を援助。 ・メンタルフレンド募集事務、メンタルフレンド募集の説明会、面接、メンタルフレンド登録にかかる事務、事前研修会、メンタルフレンド活動費支払事務 【不登校児童通所事業】 こども相談センター及び市内各所に通所ルームを開設し、不登校状態の小・中学生に対し、社会の構成員として必要な資質・能力の育成をめざして、学習支援や心理治療、集団活動、体験学習などの提供を通して、子ども自身に内在する力量の向上をはかり、もって再登校を含む社会的自立を支援。 （関連要綱・通知等） ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱1、2 ・委託事業者選定にかかる事務・契約、委託料支払にかかる事務・通所ルームへの誘導、登録にかかる事務・保護者会開催にかかる事務・こどもの在籍校との連携・調整にかかる事務・保護者等に対する支援プログラム等の企画、運営にかかる事務・子どもの支援に関する関係機関との連絡や調整にかかる事務・各通所ルーム毎に実施する事業責任者会議開催にかかる事務・統計処理、評価、事務報告の作成にかかる事務。	こども青少年局	要綱等	中核市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
内部事務(こども青少年局)	局庶務事務	文書・公印管理関係業務 市会関係業務 秘書関係業務 OA関係業務 庁舎管理業務 寄付收受業務 広報広報業務 人事・給与・福利厚生関係業務 行財政改革・企画関係業務 その他	こども青少年局	任意			○	
	連絡・企画調整、基金管理、研修に関する事務	・局運営方針、市政改革プラン、府市統合、重点予算、区CM予算、西成特区構想(こども青少年局関連部分)、国家予算要望等に関する他組織、他局、区等との連絡・企画調整 ・こども青少年局に対する団体要望の調整 ・大阪市青少年活動振興基金の管理 ・局職員の研修に係る事務 ・なにわっ子わくわく未来プログラムの普及 ・社会総がかりでこどもを育む取組の支援	こども青少年局	任意			○	
	局経理、局所管施設管理、耐震改修工事に関する事務	・経理・調達業務 ・社会福祉施設等耐震改修工事にかかる事務 ・局所管児童施設の整備業務 ・文書・管財・施設管理業務 ・市有地の売却業務 ・局所管の用地や建物の管理に関する整備業務 ・保育所、幼稚園、子ども子育てプラザ等 ・森ノ宮ビロティホール(こども相談センターに隣接。H22年から10年間の定期建物賃貸借契約を締結。)	こども青少年局	任意			○	
	管理課の庶務・経理に関する事務	・課員の勤怠、給与関係諸届け、福利厚生、各種通達の届知など、庶務事務 ・予算、決算関係とりまとめなど、経理関係事務 ・臨時職員、アルバイト等の雇用に関する事務	こども青少年局	任意			○	

《2. 福祉》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
社会福祉関連	大阪市保護司研修等事業補助金	大阪市内の保護司が更生保護の取組みの推進強化を図り、社会福祉等への理解を深めるために必要な研修経費の一部を補助する。	福祉局	任意			○	
	上海市との社会福祉交流事業	上海市と友好都市提携を結び、経済、文化等にわたり交流を深めてきており、高齢化社会対策を中心とする社会福祉事業についても情報交換等を行う交流事業を実施する。	福祉局	任意			○	
	社会福祉センター管理運営	社会福祉センター(社会福祉事業の進展を図り、市民の福祉増進に寄与するとともに、社会福祉関係団体との連絡調整、社会福祉事業に関する情報の収集及び提供等を実施)の管理運営並びに施設の維持管理に関する事務	福祉局	任意			○	
	社会福祉事業の従事者確保に関する事務	大阪市社会福祉研修・情報センター施設を利用して行う次の業務について、指定管理業務として委託している。 ・社会福祉施設職員等の研修 ・介護実習の実施 ・社会福祉に関する情報収集・調査研究事業等	福祉局	要綱	一般市		○	
	総合福祉システム運用・管理	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法(生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子・寡婦福祉法)事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用・管理を行う。	福祉局	任意				○ 一組
	総合福祉システム運用・管理(区)	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法(生活保護法、身体障害者福祉法ほか)事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用・管理を行う。(各区へ予算配分された総合福祉システム用プリンタ機器トナー代の執行管理)	福祉局	任意			○	
社会福祉法人・事業の許可・指導等	社会福祉法人の基本財産の処分・担保提供承認	社会福祉法人が基本財産を処分、又は、担保に提供する際に、所轄庁が承認を行う。	福祉局	要綱	一般市		○	
	税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務	税額控除の対象となる社会福祉法人に対して、所轄庁が当該対象法人であることの証明書を交付する。	福祉局	要綱	一般市		○	
	社会福祉施設における運営費の運用に係る協議	社会福祉施設における運営費(措置費)の運用において、一定の条件を満たしていない場合、所轄庁に協議を要する。	福祉局	要綱	中核市		○	
戦傷病者、戦没者遺族等の援護	戦没者遺族援護事業(戦没者追悼式等)	戦没者遺族の慰謝激励及び戦没者の祭祀に関する事業として、戦没者追悼式を実施する。	福祉局	任意			○	
戦没者遺族の保護(なにわの塔追悼式経費補助)	戦没者遺族援護事業(なにわの塔追悼式経費補助)	戦没者遺族の慰謝激励及び戦没者の祭祀に関する事業として、沖縄のなにわの塔において行われる追悼式経費の一部を補助する。	福祉局	任意		○		
生活保護	生活保護関係事務(要綱)	・事務打合せ会に関する事務 ・一般事務費に関する事務 ・専門相談事業(各区保健福祉センター等の職員が弁護士や不動産鑑定士に相談する機会を確保することにより、ケース処遇の向上を図る) ・中国語通訳派遣事業	福祉局	要綱	一般市		○	
	生活保護関係事務(要綱)(区)	日本語の不自由な中国帰国者等に対する相談助言・指導指示等ケースワーク業務の際の正確なコミュニケーションを確保するために中国語通訳を派遣する事業(通訳者の予約等)	福祉局	要綱	一般市		○	
	生活保護適正実施事業(要綱)	・生活保護業務に関する支援事務(査察指導員OBによるヘルプデスクの開設) ・他都市の福祉事務所視察事務 ・生活保護受給者の年金受給権調査及び裁定請求支援(年金や社会保険に精通した者を雇用し、区の現場に常駐させて実施) ・警察官OBによる安全管理及び同行訪問	福祉局	要綱	一般市		○	
	生活保護適正実施事業(要綱)(区)	・他都市の福祉事務所視察事務 ・区における嘱託職員による生活保護受給者の年金受給権調査及び裁定請求支援	福祉局	要綱	一般市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						特別区	大阪府	連携
	生活保護関係システム関連事務	・総合福祉システム(生活保護システム)の運営に係る端末機保守経費及び各種帳票出力等に係る事務 ・総合福祉システム(生活保護システム)端末機等の増設・移設等に係る事務 ・レセプト管理システムに係る端末機保守経費、同システムを活用したレセプトデータによる医療扶助の給付状況の把握による個別指導	福祉局	任意				○
	生活保護関係システム関連事務(区)	・総合福祉システム(生活保護システム)にかかる消耗品、通信運搬費にかかる事務 ・レセプト管理システムを活用し、レセプトデータによる医療扶助の診療内容などを把握し被保護者への援助指導を実施	福祉局	任意			○	
	適正化推進チーム強化事業	保健福祉センター等での調査が困難な不正受給や貧困ビジネス、医療機関からの不正請求等について、「適正化推進チーム」において具体的な指導や、場合によっては告訴・告発等の法的・行政処分を検討する。	福祉局	要綱	一般市		○	
	区における適正化事業	不正受給等の事案に対する区の調査能力の向上を図るため、不正受給調査を専任で行うチームを全区に配置。日常のケースワーク業務では対応しがたい不正受給等の事案について法的対応も視野に入れた重点的調査を行う。	福祉局	要綱	一般市		○	
	区における適正化事業(区)	不正受給等の事案に対する区の調査能力の向上を図るため、不正受給調査を専任で行うチームを全区に配置。日常のケースワーク業務では対応しがたい不正受給等の事案について法的対応も視野に入れた重点的調査を行う。	福祉局	要綱	一般市		○	
	介護認定調査関係事務	各実施機関が、介護保険の被保険者でない生活保護受給者(みなし被保険者)の介護認定調査を、市町村に設置されている介護認定審査会に審査判定の委託を行う費用の支払い。みなし被保険者の台帳確認、修正。	福祉局	要綱	一般市		○	
	介護認定調査関係事務(区)	介護保険の被保険者でない生活保護受給者(みなし被保険者)の介護認定調査を、市町村に設置されている介護認定審査会に審査判定依頼。みなし被保険者の台帳入力。	福祉局	要綱	一般市		○	
	医療要否判定事務	・各実施機関における疑義案件及び歯科、精神科にかかる全市分の医療要否判定。 ・医学的判断に関する審議会への諮問等。	福祉局	要綱	中核市		○	
	医療要否判定事務(区)	歯科及び精神科を除く医療要否判定及び被保護者への援助にかかる医学的な助言。	福祉局	要綱	一般市		○	
	診療報酬内容点検事務	・診療報酬請求内容の点検及び再審査請求など ・診療(歯科)、施術報酬請求の内容審査及び支払など	福祉局	要綱	一般市		○	
	生活保護受給者等にかかる総合就職サポート事業の実施	大阪市24区を7つの地域に分割し、地域ごとに被保護者等の就労支援を委託する。区保健福祉センターと受託事業者の強力な連携のもと、受託事業者の専門性・ノウハウを活用した就労支援を実施する。	福祉局	要綱	一般市		○	
	生活保護受給者等にかかる総合就職サポート事業の実施(区)	大阪市24区を7つの地域に分割し、地域ごとに被保護者等の就労支援を委託し、区保健福祉センターと受託事業者の強力な連携のもと、受託事業者の専門性・ノウハウを活用した就労支援を実施する事業	福祉局	要綱	一般市		○	
	生活保護受給者等にかかる就労支援事業の実施	・区における就労支援強化事業(相談会、セミナー等)を各区において企画立案の上、開催 ・被保護者自立意欲喚起事業(就業意欲の低い被保護者に対し、臨床心理士などによる専門的なカウンセリングを実施し、稼働能力の回復に向けた支援を実施) ・就労支援プログラム活用検討会議設置事業	福祉局	要綱	一般市		○	
	生活保護受給者等にかかる就労支援事業の実施(区)	稼働年齢層の就業意欲の向上と就業自立を促進するための相談会、セミナー等を各区において企画立案の上開催する事業(「若年者就職支援強化セミナー」の開催、面接服貸出など)	福祉局	要綱	一般市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	区における高校就学支援員による生活保護受給者世帯の中・高校生に対する就学支援業務	該当区保健福祉センターに高校就学支援員を定期的に派遣し、教育環境にハンディキャップを有する世帯等を対象に、中学3年生の段階での進路検討・高校等への進学支援や高校生への生活指導等を通じ高校生の進級・卒業を目標に継続的に支援する。また、必要に応じ、通学先の中学校・高校等と連携する。	福祉局	要綱	一般市		○	
	区における高校就学支援員による生活保護受給者世帯の中・高校生に対する就学支援業務(区)	該当区保健福祉センターに高校就学支援員を定期的に派遣し、教育環境にハンディキャップを有する世帯等を対象に、中学3年生の段階での進路検討・高校等への進学支援や高校生への生活指導等を通じ高校生の進級・卒業を目標に継続的に支援する。	福祉局	要綱	一般市		○	
	居宅生活移行支援事業	安定した住居のない要保護者に対して一時的な宿所及び食事の提供などを実施することにより、居宅生活への円滑な移行を図るだけでなく、貧困ビジネス事業者の影響を排除することを目的とする。	福祉局	要綱	一般市		○	
中国残留邦人等の支援	中国残留邦人等に対する支援事業に関する事務	・中国残留邦人等に理解が深く、中国語等ができる支援相談員を配置し、生活相談等を実施 ・中国残留邦人等が地域社会の一員としていきいきと暮らせるよう、地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業、身近な地域での日本語教室支援事業、自立支援通訳等派遣事業、地域生活支援プログラム事業を実施	福祉局	要綱	一般市		○	
地域福祉関連	地域福祉活動推進事業	すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活できることを目指し、支援を必要とする市民のニーズ発見から社会資源の提供、開発に至る3層5段階の地域支援システムの運営及び、小地域における地域福祉活動推進のための支援を行う。	福祉局	任意			○	
	地域福祉活動推進事業(区)	区レベルの地域支援システム構築のために、区地域支援調整チームの運営を行う。	福祉局	任意			○	
	離職者に対する住宅手当緊急特別措置事業	住宅手当の支給、国への月例報告等、嘱託職員の採用・勤怠管理を行う。	福祉局	要綱	一般市		○	
	離職者に対する住宅手当緊急特別措置事業(区)	住宅支援給付事業に関する制度説明・相談対応、大阪労働局との連携、月例報告等の統計資料作成を行う。	福祉局	要綱	一般市		○	
	大阪市地域福祉推進指針の策定及び推進	H16.3、H21.3に策定した大阪市地域福祉計画について、H24年度からは「市政改革プラン」に基づき、より区の自律的な行政運営を求められることになったため、大阪府域全体を単位とした1つの「計画」を策定するのではなく、各区の特色ある地域福祉の取組を推進する指針として、「大阪市地域福祉推進指針」を策定し、各区の地域福祉推進を支援している。	福祉局	任意			○	
	福祉ボランティア活動事業	複雑多様化したボランティア活動を円滑に促進するうえで、個別調整するために必要な広域的ネットワークを用いた需給調整及び広報・啓発業務を実施することにより、一層の市民参加を促進し地域福祉の推進を図ることを目的とした委託事業者の公募等	福祉局	任意			○	
	地域福祉活動支援事業補助(大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会補助金)	地域における住民の支え合い・助け合い機能を強化する取り組みを支援することにより、地域福祉活動の推進と社会福祉事業の充実を図り、もって地域福祉の向上に資することを目的とし、大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会に対する補助を実施。	福祉局	任意			○	
	地域生活支援事業	個々の生活を支援するうえで、人とのつながりに基づく地域生活に着目し、地域住民ひとりひとりの自立した生活が可能となるよう、個別の援助とそれに連動した地域の福祉活動の支援を行うため、次の事業を委託して実施。 ・要支援者やその家族の把握・相談・調整・支援 ・相談対応 ・関係機関等社会資源を利用した支援 ・地域住民による地域福祉活動と連携した支援 等	福祉局	要綱	一般市		○	
	緊急保護資金貸付事業	市民が、災害・傷病等により一時的に著しく生活困窮に陥り、他の制度によっては早急に資金調達が困難な場合に、緊急に必要な資金(経常的な生活費は除く)を貸付けることにより、経済的自立及び生活意欲等の助長促進を図り、安定した生活を営めるようにすることを目的とする。(全民生委員で組織する民生委員児童委員連盟に事業を委託)	福祉局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						特別区	大阪府	連携
	債権回収事務	・福祉人材を確保するため将来、本市の福祉施設での従事を希望する者に貸与した修学資金 ・同和対策事業の一環として地域住民に貸し付けた生業資金 これら貸付事業を廃止した資金のうち、未回収となった債権の回収及び返還猶予に関する事務	福祉局	任意			○	
	地域福祉推進施設整備助成	社会福祉施設等を活用して地域福祉の推進を図る地域ネットワーク委員会活動事業・食事サービス事業を実施するために、施設の整備を行う者に対し、整備に要する経費の補助を行う。	福祉局	任意			○	
	ボランティア功労者厚生労働大臣表彰の推薦	福祉分野等のボランティア活動を、永年率先して行っている者、又は永年にわたりボランティア活動への支援を行っている者であって、その功績が特に顕著であると認められるものについて、市社会福祉協議会と調整のうえ、厚生労働省へ推薦するとともに、被表彰団体へ贈呈式を実施する。	福祉局	要綱	中核市		○	
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業利用事務	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する要保護高齢者世帯等に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うための貸付事業に対し制度利用を促す事務	福祉局	要綱	一般市		○	
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業利用事務(区)	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する要保護高齢者世帯等に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うための貸付事業に対し制度利用を促す事務	福祉局	要綱	一般市		○	
	生業資金貸付事務費	生業をおこし、又は生業を続けるために資金の必要な市民に対して低利・簡易な資金の貸付制度として貸付したが、各福祉貸付制度の拡充に伴い、一般生業資金については昭和60年3月に新規貸付を停止し、現在は1区(福島区)のみ回収事務を行っている。局では区に対する管理指導等を行っている。	福祉局	任意			○	
	生業資金貸付事務費(区)	生業をおこし、又は生業を続けるために資金の必要な市民に対して低利・簡易な資金の貸付制度として貸付したが、各福祉貸付制度の拡充に伴い、一般生業資金については既に新規貸付を停止し、回収事務のみを行っている(福島区のみ)。	福祉局	任意			○	
	あんしんさぽーと事業(日常生活自立支援事業)	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービス等の利用援助や日常的な金銭管理サービス、証書等の預かりサービスを提供する。	福祉局	要綱	指定都市		○	
	要援護障がい者緊急一時保護事業	養護者の虐待により生命や身体に重大な危険が生じている障がい者を一時的に保護する。警察署、区保健福祉センター、一時保護施設は協力しながら生活のあり方について支援を行う。	福祉局	要綱	一般市		○	
	要援護高齢者緊急一時保護事業	養護者の虐待により生命や身体に重大な危険が生じている高齢者または、警察に保護された身元不明の徘徊認知症高齢者を、特別養護老人ホームで一時的に保護する。警察署、区保健福祉センター、一時保護施設は協力しながら身元判明に努め、判明後は家族に引き渡し等を行う。	福祉局	要綱	一般市		○	
	社会福祉実習にかかる業務	社会福祉士等をを目指す学生に、福祉事務所における実務に関する知識及び技術を習得させるため受入れ依頼があれば、各区保健福祉センターと調整する。	福祉局	任意			○	
	社会福祉実習にかかる業務(区)	社会福祉士等をを目指す学生に、福祉事務所における実務に関する知識及び技術を習得させるため実習生として受け入れる。	福祉局	任意			○	
	福祉人材養成確保推進事業	・リーフレット及びDVDを用いて、市ボランティア情報センター等との調整のうえ、市内小中学校の総合的な学習の時間を利用し福祉教育を行う。 ・福祉の現状・課題をより深く学習するための発展的教材として福祉読本を作成し、市立中学新2年生に配布。	福祉局	任意			○	
	社会福祉施設従事者表彰等	地域福祉推進や社会福祉事業等に長年従事された方々の功績を称えるための選考、授与の事務。 (1)地域福祉推進功労者表彰 (2)大阪市社会福祉施設等従事者表彰	福祉局	任意			○	
	成年後見利用支援(障がい)	・区からの請求に基づき市長審判請求にかかる申立て費用の配付 ・区からの請求に基づき後見人等に対する報酬助成費用の配付等	福祉局	要綱	一般市		○	
	成年後見利用支援(障がい)(区)	障がいの市長審判請求にかかる申立て費用並びに後見等報酬助成	福祉局	要綱	一般市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	成年後見利用支援(高齢)	・区からの請求に基づき市長審判請求にかかる申立て費用の配付 ・区からの請求に基づき後見人等に対する報酬助成費用の配付等	福祉局	要綱	一般市		○	
	成年後見利用支援(高齢)(区)	高齢者の市長審判請求にかかる申立て費用並びに後見等報酬助成	福祉局	要綱	一般市		○	
医療費助成 (老人、重度障がい者)	老人医療費助成	一定の要件を満たす65歳以上の方が、病院や診療所などで診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成する。	福祉局	任意			○	
	老人医療費助成(区)	区においては、資格に関する諸届の受理、受給者証交付、支給事務を実施。	福祉局	任意			○	
	重度障がい者医療費助成	一定の要件を満たす重度障がい者の方が、病院や診療所などで診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成する。	福祉局	任意			○	
	重度障がい者医療費助成(区)	区においては、資格に関する諸届の受理、受給者証交付、支給事務を実施。受給者証交付、支給事務を実施。	福祉局	任意			○	
要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金交付事務	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する要保護高齢者世帯等に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うための貸付事業(府社会福祉協議会が実施)に対し、補助金を交付する事務	福祉局	要綱	指定都市	○		
ホームレス対策	生活ケアセンター事業	大阪市内の住居不定者のうち、高齢・病弱等で短期間の保護を要する者等を一時的に入所させ、生活指導等を通じて自立促進を図る。(三徳生活ケアセンター(西成区)、大阪婦人ホーム生活ケアセンター(平野区))	福祉局	要綱	一般市		○	
	ホームレス自立支援施策に関する事務	就労意欲・能力があるホームレスに宿所及び食事を提供するとともに、健康診断、生活相談・指導及び職業相談・斡旋を行うことにより、就労による自立を支援する自立支援センター事業に関する事務。 相談員が市内を巡回し、ホームレスの就労・健康・悩み等についての相談を行い、帰郷を希望する人については、家族・知人等への連絡・仲介を行い、就労による自立意欲のある人については、自立支援センターへの入所を勧奨し、高齢者、障がい者や疾病等により福祉的保護が必要な人については、関係機関と連携を図るなど、個々の状況に適した支援等を行う	福祉局	要綱	一般市			○ 相
	大阪ホームレス就業支援センター事業	自立支援センター入所者の就労自立の促進と、あいりん地域高齢日雇労働者の就労機会の提供等を図るホームレス等就業支援事業に関する事務	福祉局	要綱	一般市		○	
	ホームレス全国概数調査	国はホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針に基づき実施される施策の効果を、継続的に把握することを目的として、概数調査を平成15年、19年以降毎年実施している。本市においても、国の要請に基づき概数調査を行う。	福祉局	要綱	一般市		○	
あいりん対策	あいりん越年対策事業	あいりん地域に居住する単身の日雇労働者で、年末年始に仕事を得られないため、自ら食及び住を求めたい方に対し、面接相談のうえ臨時宿泊所入所などの緊急保護を行う。	福祉局	任意		○		
	あいりん日雇労働者等自立支援事業(高齢日雇労働者社会的就労支援)	今日の大幅な日雇求人減少により、野宿を余儀なくされるおそれのある日雇労働者が増加し、深刻な社会問題となっていることから、高齢日雇労働者の就労機会を創出し、自立生活を促進するとともに、あいりん地域内ならびに市内各所の環境美化を図る。	福祉局	任意		○		
	あいりん日雇労働者等自立支援事業	あいりん地域においては、緊急・一時的な宿泊場所の提供、衛生状態の改善と併せて生活相談、健康相談等を通して必要な施策につなげるとともに、就労にむけて必要な技術を身につけるための講習会の実施などにより自立支援。	福祉局	要綱	一般市		○	
	大阪社会医療センターの運営・整備助成等	あいりん地域並びに周辺の居住者及び生計困難者に対し、社会医学的な実態把握を行うとともに必要な医療を行い、地域住民の保健と福祉の増進に努める。	福祉局	任意		○		
高齢者、障がい者の虐待防止	休日・夜間サポートライン(任意)	障がい者及び高齢者並びにその家族等からの福祉に関する相談を、相談支援機関が開設していない休日や夜間において、電話等により対応する。	福祉局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連合
身体障がい者手帳、療育手帳関連	身体障がい者手帳無料診断	身体障がい者手帳の交付申請に必要な診断書の取得にあたり、対象者に市民病院等指定する医療機関で受診してもらい、診断料及び文書料を病院あて支払うことにより、本人の経済的負担の軽減を図る。	福祉局	任意			○	
	身体障がい者手帳無料診断(区)	身体障がい者手帳の交付申請に必要な診断書の取得にあたり、対象者に市民病院等指定する医療機関で受診してもらい、診断料及び文書料を病院あて支払うことにより、本人の経済的負担の軽減を図る。	福祉局	任意			○	
	療育手帳発行業務	知的な障がいのある方に本市の判定機関において障がいの程度の判定を受けていただき、その内容を記載した手帳を対象者に交付する。	福祉局	要綱	指定都市	○		
	療育手帳発行業務(区)	知的な障がいのある方に本市の判定機関において障がいの程度の判定を受けていただき、その内容を記載した手帳を対象者に交付する。	福祉局	要綱	指定都市		○	
民間障がい(児)者施設の認可・指導・補助等	社会福祉施設整備	障がい者の日常生活における援助を行う障がい者グループホーム・ケアホームの整備及び設備整備にかかる経費の一部を補助する。	福祉局	要綱	中核市		○	
障がい児施設の費用関連(給付費、措置費)	障がい児施設契約制度事務費(区)	障がい児施設契約制度の実施にかかる事務費	福祉局	任意			○	
障がい者施設の設置・運営	点字図書館等運営費補助	早川福祉会館(東住吉区)において、点字図書室を設置し、運営。	福祉局	任意			○	
	障がい者スポーツセンター運営等	舞洲・長居の障がい者スポーツセンターの運営を指定管理者に委託して実施 (委託期間: ~H28.3.31、委託先: (社)大阪府障害者福祉・スポーツ協会)	福祉局	任意				○ 一組
	障がい者スポーツセンター運営等	此花作業指導所(此花区)、中央授産場(天王寺区)の運営を指定管理者に委託して実施。	福祉局	任意			○	
	障がい者スポーツセンター運営等	千里作業指導所(吹田市)の運営を指定管理者に委託して実施。	福祉局	任意				○ 一組
	心身障がい者リハビリテーションセンターの運営	・心身に障がいのある児童の各種相談に応じて、助言・指導 ・総合医療相談(からだの相談クリニック)や健康診査事業の実施 ・施設維持管理 ・指定管理者制度の業務(更生療育センター・指定障がい者支援施設・児童発達支援センター) ・研究・研修・情報サービス	福祉局	任意				○ 一組
障がい者福祉関連	知的障がい者における介護員資格取得・就労支援事業	・知的障がい者の介護員資格取得を支援し、介護現場での就労の促進と職業生活における自立の安定を図る。	福祉局	任意			○	
	障がい者福祉施設等製作物(授産製品)販売促進支援事業	・障がい者支援施設で製作された製品の販売促進を通じて障がい者の工資増進を図り、障がい者の就労による自立・生活水準の向上を図る。 ・インターネットショッピングモールサイトを設置し販売促進を図っている。	福祉局	任意			○	
	障がい者能力開発訓練施設運営助成	・障がい者を対象に、一般企業への雇用に向けた職業訓練を行い就労の促進を図っている訓練施設に対し運営補助を行っている。	福祉局	任意			○	
	障がい者就業・生活支援センター事業	・障がい者の就業に関する相談から就職・就職定着まで一貫した支援を行い、障がい者の雇用促進と職業的自立の安定を図る。 (淀川(淀川区)、北部(旭区)、西部(港区)、南部(平野区)、中部(西成区)、南西部(住之江区)の6センター。このほかにも中央センター(天王寺区)あり)	福祉局	任意			○	
	知的障がい者長期受入プロジェクト	大阪市における知的障がい者の職員採用に向け、1年間の嘱託雇用を基本とした長期受入を実施する。	福祉局	任意			○	
	知的障がい者短期受入プロジェクト	職員への障がい者就労に関する啓発を目的として、本市の臨時職員(アルバイト)雇用契約制度を活用し有償で受入を行う。	福祉局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	ジョブコーチ(指導員)派遣事業	・「知的障がい者受入プロジェクト」の実施にあたり、本市職員に対する事前研修などの就業相談や受け入れた知的障がい者への相談・助言・指導を行うジョブコーチ(指導員)を派遣	福祉局	任意			○	
	全国在宅障がい児・者実態調査	新たな福祉法制の実施等の検討の基礎資料とするため、厚生労働省からの通知により、障がい児・者等の生活実態とニーズ把握を目的に調査を実施(調査の実施は不定期)	福祉局	要綱	一般市		○	
	市営交通料金福祉措置	身体障がい者・知的障がい者・戦傷病者・原爆被爆者に対し、社会参加の促進と援助を目的に、「交通局身体障がい者等乗車料金割引等に関する規定」に基づきその障がいの程度により無料乗車証または乗車料金割引証を交付する。	福祉局	任意			○	
	市営交通料金福祉措置(区)	身体障がい者・知的障がい者・戦傷病者・原爆被爆者に対し、社会参加の促進と援助を目的に、「交通局身体障がい者等乗車料金割引等に関する規定」に基づきその障がいの程度により無料乗車証または乗車料金割引証を交付する。	福祉局	任意			○	
	障がい児(者)歯科診療事業	・障がい児(者)歯科診療を行う医療機関等に対し、障がい児(者)の歯科診療・治療に必要な人件費等を補助。	福祉局	任意			○	
	知的障がい児母子訓練事業	・在宅の知的障がい児(幼児)が、親子で訓練センターへ通所することにより、集団の中で基本的生活訓練を行い、身辺自立能力の向上、社会適応を促進するとともに、その母親に対して、家庭における養育上の知識技術について指導し、心理的援助を与え、もってその福祉の向上を図る。	福祉局	任意			○	
	リフト付バス運行事業	重度肢体不自由者が、自立更生の意欲を高め、明るい生活への希望を持つことを目的に団体で野外活動や社会見学などを行う際に、移動に必要なリフト付バスを運行する。	福祉局	任意			○	
	障がい者(児)福祉バス借上助成	本市に居住する身体障がい児(者)、知的障がい児(者)及びその家族で構成する団体が研修会等を実施する場合に、その事業に使用するバスの借上げにかかる費用の2分の1を1台につき61,500円を限度として補助することにより、障がい者の社会参加と福祉の向上に寄与する。	福祉局	任意			○	
	障がい者(児)福祉バス借上助成(区)	本市に居住する身体障がい児(者)、知的障がい児(者)及びその家族で構成する団体が研修会等を実施する場合に、その事業に使用するバスの借上げにかかる費用の2分の1を1台につき51,500円を限度として補助することにより、障がい者の社会参加と福祉の向上に寄与する。	福祉局	任意			○	
	重度障がい者タクシー料金助成	重度障がい者を対象として、移動手段の確保ならびに社会参加の促進を図るため、市営交通機関無料乗車証の交付を受けていない障がい者に対し、タクシー料金の初乗り運賃相当額の一部または全部を乗車券(年間96枚)で給付する(市営交通無料乗車証と選択制)	福祉局	任意			○	
	重度障がい者タクシー料金助成(区)	重度障がい者を対象として、移動手段の確保ならびに社会参加の促進を図るため、市営交通機関無料乗車証の交付を受けていない障がい者に対し、タクシー料金の初乗り運賃相当額の一部または全部を乗車券(年間96枚)で給付する(市営交通無料乗車証と選択制)	福祉局	任意			○	
	ひとにやさしいまちづくり市民啓発事業	障がい者や高齢者をはじめとするすべての市民が安全で快適に活動できる「ひとにやさしいまちづくり」を推進するため啓発事業を行う。	福祉局	任意			○	
	精神障がい者相談員	・精神障がい者相談員は、主に精神障がい者やその家族であって、精神障がい者の保健、医療及び福祉に関する豊富な経験を有し、他の精神障がい者の相談、指導を行うことが適当と認められる原則65歳未満の者で、市町村長が推薦した者に対して大阪府知事が委嘱する。 ・精神障がい者相談員は、精神障がい者の立場になって、服薬や日頃の生活における不安等、精神障がい者の身近な問題についていろいろな相談に応じる。また、地域活動の推進、市町村や保健所等の関係機関の業務に対する協力、精神障がいに対する府民の認識と理解を深める等、精神障がい者の保健・医療・福祉の増進に資するための活動を行う。(府内28市町村に権限移譲済み)	府福祉部	任意			○	
	障がい者福祉啓発事業(ふれあいキャンペーン)	障がい者の抱える問題について、市民に理解を深め、障がい者の自立と社会参加を促進する。	福祉局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	市営特定住宅募集事業(障がい分)	ひとり親・高齢者・障がい者の世帯の方を対象に、市営住宅の募集を行う。	福祉局	任意			○	
	市営特定住宅募集事業(障がい分)(区)	ひとり親・高齢者・障がい者の世帯の方を対象に、市営住宅の募集を行う。	福祉局	任意			○	
	身体障がい者自動車改造費補助	身体障がい者(上肢、下肢、体幹の1・2級)が就労に伴い自ら運転する自動車の改造に要する経費の2分の1を10万円を限度に補助する。	福祉局	任意			○	
	身体障がい者自動車改造費補助(区)	身体障がい者(上肢、下肢、体幹の1・2級)が就労に伴い自ら運転する自動車の改造に要する経費の2分の1を10万円を限度に補助する。	福祉局	任意			○	
	NHK放送受信料減免証明書の交付事業	放送受信料の全額免除または半額免除に必要な証明を交付するにあたって、窓口対応及び調査を行う。	福祉局	任意			○	
	NHK放送受信料減免証明書の交付事業(区)	放送受信料の全額免除または半額免除に必要な証明を交付するにあたって、窓口対応及び調査を行う。	福祉局	任意			○	
	有料道路割引証の交付事業	有料道路各社が身体障がい者に対し、有料道路の割引を行っており、当該各社への申請に必要な市町村証明等を行う。	福祉局	任意			○	
	有料道路割引証の交付事業(区)	有料道路各社が身体障がい者に対し、有料道路の割引を行っており、当該各社への申請に必要な市町村証明等を行う。	福祉局	任意			○	
	その他障がい福祉業務	法律には直接基づかない障がい者福祉に関する事務の実施。 ・原簿被害者福祉事業 ・福祉のあらし(録音版) ・区役所事務研究会 ・区役所事務指導・研修 ・各種団体協議・意見交換会 ・民間障がい児・者施設中規模改修助成 ・もと日之出共同作業場管理、もと浪速第1温泉施設の活用 ・災害時の障がい者支援関連業務 ほか	福祉局	任意			○	
	障がい児にかかる本市独自事業等	・障がい児施設又は児童放課後等デイサービス等を利用する児童の兄弟に保育所を利用する児童がいる世帯の負担軽減。 ・障がい児施設の児童の処遇向上を図る。 ・公立施設を運営している法人に対し、民間施設と差等が生じている運営費を調整。 ・障がい児施設契約制度の実施に係る事務費	福祉局	任意			○	
	障がい者にかかる本市独自事業等	・重症心身障がい者施設通所助成 ・障がい者訓練等通所交通費 ・強度行動障がい者処遇改善事業 ・障がい者リハビリテーション促進事業 ・難聴児補聴器給付事業	福祉局	任意			○	
障がい者等に対する手当、給付金等	重症心身障がい者介護手当の支給(区)	重症心身障がい者の介護をする者に対し、重症心身障がい者介護手当を支給する。	福祉局	任意			○	
	外国人心身障がい者給付金支給事業	昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人等で障がい基礎年金等を受けることができない重度障がい者に対し、次の給付金を支給する。 ・大阪市外国人心身障がい者給付金 ・大阪府重度障がい者特例支援給付金(給付の窓口業務のみ実施)	福祉局	任意			○	
	外国人心身障がい者給付金支給事業(区)	昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人等で障がい基礎年金等を受けることができない重度障がい者に対し、次の給付金を支給する。 ・大阪市外国人心身障がい者給付金 ・大阪府重度障がい者特例支援給付金(給付の窓口業務のみ実施)	福祉局	任意			○	
	心身障がい者扶養共済事業(区)	障がい者(児)を扶養している方が加入者となり、加入者の死亡または重度の障がい者(児)を有する状態になったとき、障がい者(児)本人に終身年金を支給する。	福祉局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
重症心身障がい者介護手当	重症心身障がい者介護手当の支給	重症心身障がい者の介護をする者に対し、重症心身障がい者介護手当を支給する。	福祉局	任意		○		
心身障がい者扶養共済事業	心身障がい者扶養共済事業	障がい者(児)を扶養している方が加入者となり、加入者の死亡または重度の障がい者を有する状態になったとき、障がい者(児)本人に終身年金を支給する。	福祉局	任意		○		
障がい者歯科診療センターの運営	障がい者(児)歯科診療事業	・障がい者(児)の歯科診療は、一般開業医での対応が困難な状況にあるため、大阪府・大阪市が共同で社団法人大阪府歯科医師会に対し「障がい者歯科診療センター」の運営委託を実施。	福祉局	任意		○		
障がい者の競技スポーツ振興	障がい者スポーツ振興事業(政令市)	全国障がい者スポーツ大会への選手派遣および全国障がい者スポーツ大会に係る団体競技地区選の開催。	福祉局	要綱	指定都市	○		
	知的障がい者スポーツ大阪大会	知的障がい者(児)が広くスポーツを通じて心身の向上を図り、交流の輪を広げ、社会参加を実現する場として開催される知的障がい者スポーツ大阪大会に対し、その大会経費の一部を補助する。	福祉局	任意		○		
障がい者スポーツ振興	障がい者スポーツ国際親善大会	スポーツを通じて自己の能力への挑戦、健康保持・増進と相互交流を深め、自立と社会参加を促進するとともに、市民の障がい者への理解を深めることを目的として世界の強豪チームが参加するバスケットボール大会を開催。障がい者スポーツの普及振興・国際交流や親善を図る。	福祉局	任意			○	
	障がい者スキー教室	障がい者スキー教室を通じて体力の維持、増進、残存能力の向上及び心理的・社会的更生の効果を図るとともに、障がい者に対する理解の増進と体力の高揚を図り、もって障がい者の自立と社会参加の促進を図る。	福祉局	任意			○	
点字図書館運営費補助	点字図書館等運営費補助	点字図書館を運営している社会福祉法人日本ライトハウスに対し、運営補助を実施。	福祉局	任意		○		
介護保険事業	地域包括支援センター職員等研修事業	・地域包括支援センターに携わる職員、新予防給付ケアマネジメントに従事する介護予防支援事業者及び居宅介護支援事業者に対し研修を行うことにより、介護保険制度改正で新たに位置づけられた新予防給付や地域支援事業の効果的かつ適正な実施を図る。	福祉局	任意				○一組
	高齢者相談支援サポート事業(認知症サポーター等養成業務)	・「認知症サポーター養成研修事業」の企画・立案及び実施を行い、「キャラバンメイト」を養成するとともに「キャラバンメイト」による研修を実施し、地域や職場において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。	福祉局	要綱	一般市			○一組
	認知症介護研修事業(一般市権限)	・介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等に認知症介護に関する基礎的、専門的な知識及び技術を習得するための実践的研修を実施する。	福祉局	要綱	一般市			○一組
	大阪市介護保険施設情報提供等事業	介護保険施設の入所申込関係情報を一元的に集約し、施設入所の必要性及び緊急性が著しく高いと認められる方に施設入所の斡旋を行うと共に、地域包括支援センターに対して情報提供を行い、介護サービスを利用している在宅の要介護者の不安の解消と、担当ケアマネジャーの負担の軽減を図る。	福祉局	要綱	一般市			○一組
	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者が、豊かな社会経験と知識・技能を生かし、各区老連を中心とした「総合推進会議」を設置。地域の各団体の参加と協力ののもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、様々な地域の施設を活用し、各種事業を自主的に行うことにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長及び介護予防の促進を図る。	福祉局	要綱	一般市			○一組
	地域支援事業等	・介護給付費等費用適正化事務事業 ・住宅改修理由書作成支援事業 ・介護保険法の円滑な実施のための特別対策(低所得者への利用者負担軽減)	福祉局	要綱	一般市			○一組

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	介護保険市単独事業	・おおさか介護サービス相談センター事業 介護保険サービス等に関する相談を受け、斡旋・調停等の法的手段を用いて苦情解決を図る ・介護保険料収納率向上の取組み ・介護保険システム業務 介護保険システム管理運営・システム改修・帳票等の作成等業務	福祉局	任意				○
高齢者福祉 関連	法施行事務費(区)	・高齢福祉関係事務説明会(出張旅費)	福祉局	任意			○	
	介護老人保健施設の整備	本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、計画的に整備を進めるため、介護老人保健施設を整備する医療法人等に対し、相談の受付、設計図面の検査、必要な助言を行う。	福祉局	任意			○	
	高齢者相談支援サポート事業 (相談支援業務)	・「認知症サポーター養成研修事業」の企画・立案及び実施を行い、「キャラバンメイト」を養成するとともに「キャラバンメイト」による研修を実施し、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。 ・地域包括支援センター等をはじめとした介護施設・事業所からの相談に対し、専門的な助言・指導等を行うことにより、課題解決を図ることができるよう、これらの機関に対する後方支援を行う。また、相談事例等を蓄積しフィードバックすることにより、関係機関の専門性を高め、質の向上を図る。	福祉局	任意			○	
	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	・寝具の衛生管理が困難な高齢者の方に、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを提供する。	福祉局	任意			○	
	高齢者訪問理美容サービス事業・在日外国人高齢者給付金支給事業・福祉目的住宅募集	・介護を要する在宅の高齢者の方に、理容師・美容師が自宅に出張してサービスを提供(H24終了) ・在日外国人高齢者の方で、老齢基礎年金(国民年金)の受給資格を得ることができなかった高齢者に対して支給 ・高齢者、障がい者、ひとり親世帯を対象とした市営住宅入居者募集の実施	福祉局	任意			○	
	高齢者訪問理美容サービス事業・在日外国人高齢者給付金支給事業・福祉目的住宅募集(区)	・介護を要する在宅の高齢者の方に、理容師・美容師が自宅に出張してサービスを提供 ・在日外国人高齢者の方で、老齢基礎年金(国民年金)の受給資格を得ることができなかった高齢者に対して支給 ・高齢者、障がい者、ひとり親世帯を対象とした市営住宅入居者募集の実施	福祉局	任意			○	
	ふれあい型食事サービス事業	・地域のボランティア等の協力を得て、ひとり暮らし等の高齢者を対象に、地域の集会所など配食し、会食のサービスを行う。	福祉局	任意			○	
	認知症対策連携強化事業	・認知症の専門的医療の提供体制を強化するため、認知症疾患医療センターが整備されることに伴い、それに対応して地域包括支援センターに認知症連携担当者を新たに配置し、地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制の更なる強化を図る。	福祉局	要綱	一般市		○	
	障がい者控除対象者認定書交付業務	・所得税等の障がい者控除の対象となる高齢者に対し、要介護認定における日常生活自立度もしくは医師の診断書により判断し、「障がい者控除対象者認定書」を交付する。	福祉局	要綱	一般市		○	
	障がい者控除対象者認定書交付業務(区)	・所得税等の障がい者控除の対象となる高齢者に対し、要介護認定における日常生活自立度もしくは医師の診断書により判断し、「障がい者控除対象者認定書」を交付する。	福祉局	要綱	一般市		○	
	高齢者住宅改修費助成事業	・介護保険制度の住宅改修費を利用する高齢者に対し、介護保険制度を補完する制度として高齢者住宅改修費助成事業を実施。また、要介護認定で非該当となった方で介護予防・生活支援の観点から真に必要なとされる高齢者に対し、住宅改修費を助成。	福祉局	任意			○	
	高齢者住宅改修費助成事業(区)	・介護保険制度の住宅改修費を利用する高齢者に対し、介護保険制度を補完する制度として高齢者住宅改修費助成事業を実施。また、要介護認定で非該当となった方で介護予防・生活支援の観点から真に必要なとされる高齢者に対し、住宅改修費を助成。	福祉局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	老人ホーム等の職員研修	各老人福祉施設に対して、施設員研修やユニットケア研修等について情報提供を行うとともに、研修の内容により参加の取りまとめを行う。	福祉局	任意			○	
	小遣金支給決定事務	養護老人ホーム入所者のうち、各月の初日に在籍している無年金者に対して、日常生活における嗜好品等の必要不可欠な費用を支給する。	福祉局	任意			○	
	小遣金支給決定事務(区)	養護老人ホーム入所者のうち、各月の初日に在籍している無年金者に対して、日常生活における嗜好品等の必要不可欠な費用を支給する。(支給対象者の決定、支給)	福祉局	任意			○	
	生活支援ハウス運営事業	大阪市内に住所を有する60歳以上の者で、かつ、ひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者若しくは家族による援助を受けることが困難な者であって高齢等のため独立して生活することに不安があると保健福祉センター所長が認めたものを対象に、安心して健康で明るい生活を送れるように生活支援ハウスを運営。 ※大阪市所管生活支援ハウス:①淀川区、②東淀川区、③東成区、④住之江区	福祉局	要綱	一般市		○	
	生活支援ハウス運営事業(区)	生活支援ハウスの利用承認・取消し及び利用者の収入額に応じた負担額を決定する。	福祉局	要綱	一般市		○	
	老人福祉施設利用者処遇向上推進事業	本市所管の老人福祉施設職員の研修や施設運営にかかる調査研究等を行うことにより、施設従事者の資質の向上と施設の充実・向上、また、老人福祉の推進を図るとともに、入所者及び利用者の処遇向上に努めることを目的とする。	福祉局	任意			○	
	老人憩の家整備・運営助成(地域高齢者活動拠点(老人憩の家)提供事業助成)	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点として小学校区を基本に設置しており、施設の運営にかかる費用の一部を補助する。	福祉局	要綱	一般市		○	
	老人憩の家整備・運営助成(老人憩の家整備助成)	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点として小学校区を基本に、地域において自主的に老人憩の家を建設にかかる費用の一部を補助する。	福祉局	要綱	一般市		○	
	老人憩の家改修整備事業	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点として小学校区を基本に設置しており、地域において自主的に老人憩の家の老朽化に伴う改修及び段差改修等を行う場合にかかる費用の一部を補助する。	福祉局	任意			○	
	老人憩の家整備・運営助成(区)	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点として小学校区を基本に、地域において自主的に老人憩の家を建設しようとする場合や改修・運営にかかる費用の一部を補助するにあたり、憩の家との連絡調整等の事務を行う。	福祉局	要綱	一般市		○	
	高齢者入浴利用料割引事業	高齢者の健康増進とその孤独感の解消を図るため、70歳以上の高齢者を対象として、本市に対して補助金申請を行った公衆浴場が、毎月1日と15日の月2回、割引引き入浴サービスを実施する。	福祉局	任意			○	
	高齢者福祉月間事業	市民が高齢者福祉についての関心と理解を深めるとともに、高齢者自身の社会参加意欲を高めることを目的に、毎年9月を高齢者福祉月間と定め、高齢者福祉大会や俳句大会などの事業を実施する。	福祉局	要綱	一般市		○	
	シルバーボランティアセンター運営事業補助	高齢者の力を発揮して社会に役立て、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者(おおむね60歳以上)のボランティア活動の増進を図り、自らの体験と能力を生かした活力ある地域づくりに寄与するために、高齢者による高齢者のためのボランティアセンターの運営を補助する。	福祉局	任意			○	
	老人クラブ育成助成	老人クラブの育成とその健全な発展を図るため、単位老人クラブへの助成、区及び市老人クラブ連合会へ助成等の事業を行う。	福祉局	要綱	一般市		○	
	敬老優待乗車証交付事業	大阪市内在住の70歳以上の高齢者に、大阪市営交通(地下鉄・バス・ニュートラム)を無料で利用できる敬老優待乗車証を交付する。	福祉局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	敬老優待乗車証交付事業(区)	大阪市在住の70歳以上の高齢者に、大阪市営交通(地下鉄・バス・ニュートラム)を無料で利用できる敬老優待乗車証を交付する。	福祉局	任意			○	
	老人クラブ活動推進員設置事業	市内各単位老人クラブ、各区老人クラブ連合会及び市老人クラブ連合会が行う活動等の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、高齢者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等高齢者の福祉の増進を目的に、市老人クラブ連合会に老人クラブ活動推進員を3名、各区老人福祉センターに1名の事務補助員を設置	福祉局	要綱	指定都市		○	
	社会福祉事業の従事者確保に関する事務	大阪市社会福祉研修・情報センター施設を利用して指定管理業務として委託している事業のうち、実践リーダー研修修了者フォローアップ研修、認知症介護研修修了者ネットワーク支援事業	福祉局	要綱	指定都市		○	
	認知症高齢者支援ネットワークへの専門的支援事業	・大阪市立弘済院(吹田市)が認知症の専門医療機能と専門介護機能の一体的な提供によりこれまで培ってきたノウハウを活用し、医療職員等へ専門的技術や知識を研修等を通じて伝達する。	福祉局	要綱	指定都市		○	
	認知症地域医療支援事業	・地域において認知症の診療に携わっている医師に対し、「認知症サポート医養成研修」に派遣し、認知症サポート医を養成するとともにかかりつけ医に対する認知症研修を実施し、診療の場で必要な知識と適切な対応の習得を図る。	福祉局	要綱	指定都市	○		
高齢者福祉に係る専門研修	認知症介護研修事業(政令市権限)	・介護保険施設・事業者等に従事し相当の介護実務経験を有する者等に対して、認知症介護に関する専門的な知識の習得などを目的に認知症介護指導者養成研修を受講させる。	福祉局	要綱	指定都市	○		
	社会福祉事業の従事者確保に関する事務	大阪市社会福祉研修・情報センター施設を利用して指定管理業務として委託している事業のうち、地域密着型サービス認知症介護研修	福祉局	要綱	指定都市	○		
民間社会福祉施設の整備、運営等補助	民間社会福祉施設整備資金借入金利子補助金(経過措置)	社会福祉施設を整備する際の独立行政法人福祉医療機構からの借入金に係る利子のうち年2%を超えるものについて補助を行う。(平成16年4月1日に要綱廃止。現在、経過措置にて補助金交付)	福祉局	任意			○	
	介護療養型医療施設の転換	国は医療制度改革の一環として介護療養型医療施設をH29年度までに廃止し、療養病床を介護老人保健施設や有料老人ホーム等居住系サービス、あるいは転換整備を支援するため、介護老人保健施設等への転換にかかる改修等の経費を助成する。	福祉局	要綱	一般市		○	
	老人福祉施設整備費貸付金償還金	社会福祉法人等が社会福祉施設等を整備する際、独立行政法人福祉医療機構等から借り入れができなかった場合に、本市が貸付を行ったものについて、その償還金について収受する。	福祉局	任意			○	
	老人福祉施設整備費償還金補助	民間社会福祉施設の入所者等の維持・向上及び経営の安定化の促進に資する目的から、社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築又は増築に要した費用にかかる借入金の元金及び利子の償還に要する経費に対して補助金を交付する。	福祉局	任意			○	
	小規模多機能型居宅介護拠点の整備	小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービス提供することにより、在宅での生活継続を支援するサービス類型。小規模多機能型居宅介護拠点を整備する社会福祉法人に対し、必要な助言、設計図面の検査や国の交付金を受けて整備補助を行う。	福祉局	要綱	一般市		○	
	中規模改修	施設開所後一定年数を経過し、老朽等により改修等が必要となった民間社会福祉施設(民間老人福祉施設・民間障がい者・児施設・民間生活保護施設)の中規模改修に要する費用の一部を補助することにより、利用者の福祉向上に資することを目的としている。	福祉局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携 連携
	特別養護老人ホームのユニット化改修助成	国は、先進的事業整備計画に基づく施設整備として「特別養護老人ホームのユニット化改修事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業」を進めており、本市としても、ユニット化を促進するため、当該整備を実施する法人に対し補助を行う。	福祉局	要綱	一般市		○	
	認知症高齢者グループホームスプリンクラー設置助成	消防法施行令の一部改正に伴い、既存のグループホームにおいてもスプリンクラーの設置が義務づけられた。国は、スプリンクラーの設置に対し、市町村を経由して補助を行うこととしたことから、当該助成を実施する。	福祉局	要綱	一般市		○	
全国健康福祉祭(ねんりんピック)選手派遣	全国健康福祉祭(ねんりんピック)選手団派遣事業	高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭(ねんりんピック)は、厚生省創立50周年を記念して昭和63(1988)年に開始されて以来、毎年開催し、長寿社会開発センター・厚生労働省・開催地の地方自治体の3者で開催。	福祉局	要綱	指定都市	○		
高齢者施設の設置・運営	老人福祉センター整備	高齢者の生きがいづくり支援施設として、老人福祉センター等を設置しているが、大半の施設が開設から20年以上が経過していることから、老朽化が進むとともに、高齢者の生活環境等も変化している。よって、安心して利用できる施設状態を保持し、その機能の充実に図るため改修・整備を行う。	福祉局	任意			○	
	弘濟院事業	・附属病院 ・第1特養(指定管理) ・第2特養 ・養護老人ホーム(H27年度末廃止予定)(吹田市)	福祉局	任意				○ 一組
身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置・運営	補装具・福祉機器普及事業	障がい者(児)の身体機能に適合した補装具・福祉機器、住宅増改築の相談に応じ、助言・指導・情報提供を行うとともに工夫・改良なども行う。また、福祉用具に関する講習会や研修会を実施し、情報提供や技術的指導等を行い、福祉用具の普及を図る。	福祉局	任意				○ 共同
	身体障がい者通所訓練事業	・在宅の肢体不自由のある人に対して、通所により日常生活動作の向上を目指す自主訓練の習得や身体機能の改善・向上を図るための訓練を実施。 ・在宅の脳血管障がいなどによる言語に障がいのある人に対して、通所によりコミュニケーション機能の改善・向上を図るため言語訓練を実施。	福祉局	任意				○ 共同
旧更生相談所実施事務	あいりん貯蓄組合事業清算業務	あいりん貯蓄組合事業廃止に伴い、清算業務として利用者に対し預金口座の解約及び払戻しの窓口業務、預金照会に対する回答(生活保護法第29条調査)を行う	福祉局	任意			○	
	西成市民館管理運営業務	・隣保協働の精神に基づき、地域住民の福祉の増進、生活の向上を図ることを目的に、貸館事業、地域福祉に関する情報の収集・提供、講演会・講習会・救済講座の開催、館独自の事業、その他地域住民の交流の機会の提供を行う。(西成区) ・対象者は、地域内の日雇労働者をはじめ、地域内外を問わない。	福祉局	任意			○	
内部事務(福祉局)	局所管不動産管理	・局所管不動産にかかる資産流動化に関する進捗管理、関係部局との連絡調整及び各種調査 ・他の所管に属さない不動産の管理及び売却に関する事務 ※大阪市内に所在する不動産に関するもの	福祉局	任意			○	
	局所管不動産管理	・局所管不動産にかかる資産流動化に関する進捗管理、関係部局との連絡調整及び各種調査 ・他の所管に属さない不動産の管理及び売却に関する事務 ※大阪市域外に所在する不動産に関するもの	福祉局	任意				○ 一組
	社会福祉施設耐震改修工事	局所管施設の耐震改修 ※所在区に引き継がれる施設に関するもの	福祉局	任意			○	
	社会福祉施設耐震改修工事	局所管施設の耐震改修 ※一部事務組合等に引き継がれる施設に関するもの	福祉局	任意				○ 一組
	社会福祉施設措置費等の支払事務等(生活保護法)	本市が社会福祉施設に対して支弁する措置費の金額の算定及び各施設への支払事務を委託している。	福祉局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	社会福祉施設措置費等の支払事務等(老人福祉法)	本市が社会福祉施設に対して支弁する措置費の金額の算定及び各施設への支払事務を委託している。	福祉局	任意			○	
	社会福祉施設措置費等の支払事務等(児童福祉法)	本市が社会福祉施設に対して支弁する措置費の金額の算定及び各施設への支払事務を委託している。	福祉局	任意			○	
	局庶務業務等	・文書・公印管理関係業務、市金関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、行財政改革・企画関係業務、条例・法規関係業務、広報・広聴関係業務、寄付收受・表彰関係業務、コンプライアンス関係業務、災害関係業務、情報公開関係業務 ・都市民生生主官局長会議関係業務 ・人事・労働安全衛生管理業務 ・局の予算・決算に関すること、物品の調達に関することなど ・社会福祉施設職員福利厚生基金の管理(H24年～)	福祉局	任意			○	
	福祉事務所の運営	区保健福祉センターの運営管理、福祉業務にかかる企画立案、連絡調整を行い、運営費を各区へ配分する。	福祉局	任意			○	
	福祉事務所の運営(区)	区保健福祉センターの運営管理を行う。	福祉局	任意			○	
	生活保護関係事務(庶務事務)(区)	公印管理、市会、OA、庁舎管理、計理・予算決算、契約・管財、人事・給与・福利厚生関係業務等、他に属さない業務	福祉局	任意			○	
	高齢者住宅整備資金貸付基金の管理	・高齢者住宅整備資金貸付基金の管理を行う。	福祉局	任意			○	
	収入未済関係業務	・高齢者住宅整備資金貸付金、ケア付住宅入居者負担金、福祉電話等に係る収入未済についての回収・整理業務を行う。	福祉局	任意			○	
	市有地の貸借関係業務	社会福祉施設に対して市有地を提供しており、その貸借について、毎年使用貸借契約を締結している。また、特養については賃貸借しており、毎年賃料を収入している。 ※大阪市内に所在する市有地にかかるもの	福祉局	任意			○	
	市有地の貸借関係業務	社会福祉施設に対して市有地を提供しており、その貸借について、毎年使用貸借契約を締結している。また、特養については賃貸借しており、毎年賃料を収入している。 ※市域外に所在する市有地にかかるもの	福祉局	任意				○ 一組
	もと公立施設(信太山・天野苑)の管理等	既に廃止したもと公立郊外施設について、施設を機械整備等により管理しながら、敷地の処分等を行う。 ※もと経費老人ホーム天野苑(八尾市) ※もと信太山老人ホーム(和泉市)	福祉局	任意				○ 一組
	未利用施設売却業務	本課が管理する未利用施設について、売却処分できるよう土地の境界確定等を行い、いわゆる商品化を完成させて、売却処分を実施する。なお、入札関係業務については、契約管財局へ依頼する。	福祉局	任意				○ 一組

《3. 健康・保健》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分組		
						大阪府	特別区 各区	連携
保健事業、健康増進等	栄養に関する事務	栄養表示基準並びに虚偽誇大広告に関する事業者への助言・指導	健康局	要綱等	保健所設置市		○	
	栄養に関する事務	・各事業に関する予算要求、決算、企画調整、物品帳票等作成・購入、実績集計等 ・食育推進リーダーを対象とした講演会の開催	健康局	任意			○	
	栄養に関する事務 〔区役所で実施〕	・外食のうち多数を占める飲食店において、栄養成分表示を行い栄養情報を提供するために、飲食店に対する事業説明、受付 ・食育推進リーダーを養成するための講座の開催 ・各区の食育関係者との連携を図るため、食育連絡会議の開催や食育イベントの実施	健康局	任意			○	
	がん検診の推進に関する事務	医師会に対する事業補助 ・大阪府医師会(H23年度で終了) ・市内各医師会(H24年度～) 【内容】 地域医療の推進発展、地域保健の向上に関する事業に対し、その必要な費用の全部または一部について交付。	健康局	任意			○	
	献血等の推進に関する事務	献血思想、移植医療、ハンセン病問題に係る正しい知識の普及啓発 採血事業者による円滑な献血受入のための各区取り組みのとりまとめ 大阪府への献血実施実績の報告	健康局	任意			○	
	献血等の推進に関する事務 〔区役所で実施〕	献血思想、移植医療の普及啓発 採血事業者による円滑な献血受入のための取り組み	健康局	任意			○	
	健康増進事業に関する事務	公的支援を拒否するホームレスで、健康に問題のある者に医師による診断・治療を勧めるとともに自立支援センター入所を促す	健康局	要綱等	保健所設置市		○	
	健康増進事業に関する事務	毎年10月を市民健康月間とし、「大阪ヘルスジャンボリー」や「普及啓発キャンペーン」等の健康イベントの実施、市民の主体的な健康づくりの支援	健康局	任意			○	
	健康増進事業に関する事務 〔区役所で実施〕	「市民健康月間」を中心に、市民団体等の参画を得ながら、各区において「健康展」等のキャンペーンを実施	健康局	任意			○	
	保健衛生システムの運用に関する事務	保健衛生事業をデータベース化し、市民サービス提供に活用しているシステムの運用事務	健康局	任意				○ 組
	大阪市保健福祉センター等学生実習	実習を受けさせようとする専門職養成施設と各区の保健福祉センターとの日程調整業務や本市と養成施設との契約書の締結などの事務処理を行う。	健康局	任意			○	
	大阪市保健福祉センター等学生実習 〔区役所で実施〕	地域保健に必要な専門職の養成に寄与するため、医師・保健師・助産師・看護師・栄養士・歯科衛生士の実習を受け入れ、指導する。	健康局	任意			○	
	保健医療計画に関する事務	大阪市地域保健医療協議会及び大阪市保健医療連絡協議会等を運営し、圏域内における保健医療施策等について協議検討、地域保健医療計画の作成について審議を行い、大阪府保健医療計画大阪地域版を作成。	健康局	任意			○	
	大阪市健康づくり推進協議会育成支援に関する事務	地域で活動する各区健康づくり推進協議会の相互の連絡調整を行い、会員の資質の向上を図るとともに、普及啓発活動を通じ、地域の健康づくりに寄与できるよう支援する。	健康局	任意			○	
	各区健康づくり推進協議会育成支援に関する事務 〔区役所で実施〕	地域の健康づくりや介護予防を実践するために各種啓発活動やボランティア活動を展開している会員の知識、技術の向上支援。	健康局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
母子保健	療育指導診査事業に関する事務	身体に障がいのある、もしくは障がいを招来するおそれのある18歳未満の児童に対し、保健福祉センターが依頼した指定医療機関において診査を行い、診査費の支払い及び保健福祉センターへの結果連絡を行う。事業全般の管理監督及び予算決算業務。 必要場合は各保健福祉センターにより当該児童及びその保護者に対して今後の療育における相談及び指導を行う。 ・予算決算事務 ・受診結果による事業の分析評価 ・契約支払い事務	こども青少年局	任意			○	
	療育指導診査事業に関する事務(区)	身体に障がいのある、もしくは障がいを招来するおそれのある18歳未満の児童に対し、保健福祉センターが依頼した指定医療機関において診査を行い、必要場合は保健福祉センターにより当該児童及びその保護者に対して今後の療育における相談及び指導を行う。	こども青少年局	任意			○	
	大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業に関する事務	次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成。 ・予算事務 ・申請書類審査・助成決定・支出(補助金申請)事務 ・医療機関の指定事務 ・市内指定医療機関の実地調査 ・実地調査にかかる嘱託医師採用事務 ・事業の分析評価及び国への報告 ・関係帳票の作成及び印刷事務 (国の要綱上の事業名) 不妊に悩む方への特定治療支援事業	こども青少年局	要綱等	中核市		○	
	大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業に関する事務(区)	次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成する。 ・窓口での申請書類確認 (国の要綱上の事業名) 不妊に悩む方への特定治療支援事業	こども青少年局	要綱等	中核市		○	
感染症対策	感染症対策事業〔保健所で実施〕	フィブリノゲン製剤の投与などによる肝炎ウイルスの感染不安のある方を対象に、B型肝炎及びC型肝炎ウイルス検査を無料で実施(平成19年度から各区で実施)。 ・検査に必要な医薬材料を保健所が購入し各区に配付。	健康局	任意			○	
	感染症対策事業〔区役所で実施〕	フィブリノゲン製剤の投与などによる肝炎ウイルスの感染不安のある方を対象に、B型肝炎及びC型肝炎ウイルス検査を無料で実施(H19年度から各区で実施)。 ・各区は検査の受け付けを行い(予約制)検査を実施。	健康局	任意			○	
難病等医療費助成等	特定疾患医療費援助事業	特定の疾患について医療費援助による負担軽減を行う。 ・保健所では各区で受付した書類を確認点検し、大阪府へ進達を実施。	健康局	任意			○	
	特定疾患医療費援助事業〔区役所で実施〕	特定の疾患について医療費援助による負担軽減を行う。 ・区役所では各区で受付した書類を確認点検し、保健所へ送付。	健康局	任意			○	
	難病患者等療養相談・支援事業	難病患者及びその家族に対する事務を実施 ・専門医師等による治療・保健・食生活に関する指導等。 ・難病患者の疾患及び療養生活状況を把握し、家庭看護、保健医療福祉制度の利用、精神的支援、情報予防など日常生活支援に必要な相談指導を実施。 ・区実施事業の体制整備、関係機関連絡調整、研修実施を実施。	健康局	要綱等	保健所設置市		○	
	難病啓発等事業に関する事務	・一般市民を対象に、難病に関する普及・啓発を充実。 ・大阪府が取り組む神経難病医療ネットワーク事業に参画し、対象疾患患者・家族が円滑に在宅療養が行えるよう、大阪神経難病医療推進協議会に関する機関が連携して在宅療養環境を整備。	健康局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	難病患者等療養支援事業 〔区役所で実施〕	難病患者の疾患及び療養生活状況を把握し、家庭看護、保健医療福祉制度の利用、精神的支援、情報予防など日常生活支援に必要な相談指導を行うとともに、要支援難病患者に対しては、実際の療養生活場面に応じたきめ細かな支援を実施する。 ・訪問指導、面接相談を実施する。	健康局	要綱等	保健所設置市		○	
	その他の医療費助成事業	(ぜんそく) ・小児ぜん息等の患者に対し、医療費の一部を助成。 (こども難病) ・市内に住所を有する満18歳未満の指定する小児の難病の患者で、他の医療費助成制度の対象とならない児童に対して、保険診療が適用された医療費の自己負担分の助成、療養上必要な日常生活用具の給付。 ・審査・受診券の発行・医療費の助成および日常生活用具の給付。	健康局	任意			○	
	その他の医療費助成事業 〔区役所で実施〕	(ぜんそく) ・小児ぜん息等の患者に対し、医療費の一部を助成に関して、申請書の受理及び保健所への進達を行う。 (こども難病) ・市内に住所を有する満18歳未満の指定する小児の難病の患者で、他の医療費助成制度の対象とならない児童に対して、保険診療が適用された医療費の自己負担分の助成、療養上必要な日常生活用具の給付。 ・申請書の受理及び保健所への進達を行う。	健康局	任意			○	
難病等対策 (政令市)	難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	難病患者の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図るため、難病患者等ホームヘルパー養成研修を実施する	健康局	要綱等	指定都市	○		
	先天性代謝異常等検査業務	先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症等の早期発見のため、大阪市内で出生した新生児について血液によるマス・スクリーニング検査を実施。	健康局	任意		○		
精神保健(手帳交付・相談等)	精神保健医療に関する事務(自殺対策基本法)	自殺対策基本法、大阪市自殺対策基本指針に基づき自殺死亡率を減少させるため事業を実施。 ・自殺防止対策(人材養成・電話相談支援等)	健康局	任意			○	
	精神保健医療に関する事務(自殺対策基本法) 〔区役所で実施〕	自殺対策基本法、大阪市自殺対策基本指針に基づき自殺死亡率を減少させるため事業を実施。 ・自殺防止対策(自助グループ支援等)	健康局	任意			○	
	福祉措置にかかる事務(無料乗車証の交付)	・市営交通等福祉措置事業に係る企画調整等	健康局	任意			○	
	福祉措置にかかる事務(無料乗車証の交付) 〔区役所で実施〕	・市営交通等福祉措置事業に係る申請受付等	健康局	任意			○	
精神保健(精神保健福祉センター等)	精神保健医療に関する事務(認知症患者医療センター運営事業実施要綱)	認知症患者医療センターを設置し、各関係機関と連携を図りながら地域における認知症患者の保健水準の向上を図る。 ・認知症患者医療センターの設置 ・地域との連携	健康局	要綱等	指定都市	○		
緊急医療体制	休日・夜間の診療体制に関する こと(休日・夜間急病診療)	平日夜間及び休日における、急病診療体制を確保。 ・中央急病診療所〔西区〕 (夜間・365日:内科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科) ・市内6ヶ所の休日急病診療所 〔都島区、淀川区、此花区、東成区、住吉区、東住吉区〕 (日曜・祝日、年末年始:内科、小児科) を整備し、(公財)大阪市救急医療事業団へ事業委託の上運営。	健康局	任意			○	
	救急病院等を定める省令に基づく認定の申出に関する進達事務	国通知に基づき、救急医療機関の認定について、病院等からの申出を大阪府知事に進達。	健康局	要綱等	保健所設置市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	救急病院等を定める省令に基づく認定の申出に関する進達事務〔区役所で実施〕	国通知に基づき、救急医療機関の認定について、病院等からの申出を大阪府知事に進達するための、受付事務	健康局	要綱等	保健所設置市		○	
	緊急歯科診療体制確保事業費（休日歯科診療機能（補助事業））	府民の休日夜間帯における歯科診療ニーズの高まりに対応し、緊急時においても適切な歯科診療を受けることができるよう、緊急歯科診療体制の整備充実を図る。 府歯科医師会口腔保健センター（天王寺区） ・休日 10時～17時 府が府歯科医師会に補助	府健康医療部	任意			○	
緊急医療体制（広域拠点）	夜間の診療体制に関すること（夜間歯科診療）	夜間における、急病診療体制を確保。 ・府民共同により、大阪府歯科医師会への補助を通じて夜間歯科診療を実施。	健康局	任意		○		
	周産期緊急医療体制整備事業	周産期（妊産婦・新生児）緊急搬送システムの運営及び参加病院の体制確保・整備を大阪府・堺市との共同で実施。（事業の実施に必要な事務は、大阪府が代表して実施）	健康局	任意		○		
医療・薬事の許可・指導等	各種医療関係免許申請に係る経由事務	医療職等の免許の申請受理、籍訂正等の事務 【対象】医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・診療放射線技師・視機能訓練士・理学療法士・作業療法士・臨床検査技師・歯科技工士 死体解剖資格認定証	健康局	任意			○	
	各種医療関係免許申請に係る経由事務〔区役所で実施〕	医療職等の免許の申請受理、籍訂正等の事務 【対象】医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・診療放射線技師・視機能訓練士・理学療法士・作業療法士・臨床検査技師・歯科技工士 死体解剖資格認定証	健康局	任意			○	
食品衛生の許可・指導等	ふぐ取扱施設に対する許認可業務等	大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例に基づき、ふぐ販売営業及びふぐ取扱登録者について、食品衛生上の見地から必要な規制を行う。 業務内容 ・ふぐ取扱施設に対する許認可業務 ・報告の徴収及び立入調査 ・改善命令等行政処分	健康局	任意			○	
	ふぐ取扱施設に対する許認可業務等〔保健所で実施〕	<上記事務の申請受付・許認可等>	健康局	任意			○	
	ふぐ取扱施設に対する許認可業務等〔区役所で実施〕	<上記事務の相談業務等>	健康局	任意			○	
	食品等の自主回収報告制度に係る受理等の事務	・大阪府食の安全安心推進条例第20条に基づき、事業者が自主的に違反食品等の回収を行うことを保健所に報告させ、その回収情報を大阪府が府民に提供（主な業務） ・事業者から報告のあった違反食品等の自主回収の着手に係る情報を保健所から受理し、大阪府に情報提供するとともに、関係自治体にも情報提供する。 ・事業者から報告のあった違反食品等の自主回収の終了に係る情報を保健所から受理し、大阪府に情報提供する。	健康局	任意			○	
	食品等の自主回収報告制度に係る受理等の事務〔保健所で実施〕	・大阪府食の安全安心推進条例第20条に基づき、事業者が自主的に違反食品等の回収を行うことを保健所に報告させ、その回収情報を大阪府が府民に提供（主な業務） ・事業者から報告のあった違反食品等の自主回収の着手に係る情報を保健所から受理し、大阪府に情報提供するとともに、関係自治体にも情報提供する。 ・事業者から報告のあった違反食品等の自主回収の終了に係る情報を保健所から受理し、大阪府に情報提供する。 ・回収された食品等の処分措置が適切に実施されているかを現地調査	健康局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種類	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
環境衛生の許可・指導等	公衆浴場に関する事務	一般公衆浴場のうち、利用者が少なく経営状況が厳しい中でも日々衛生向上に努めていると認められる施設に対して、衛生向上にかかる経費の一部を助成することにより、衛生向上に対する一層の取り組みを促し、もって市民の衛生の向上に寄与する。	健康局	任意			○	
	特設水道の布設工事の設計の確認等	○「水道法」の「専用水道」で適用外となった小規模な水道について、大阪府特設水道条例に基づき府において法を補完する形で規制を行っている。 ○設置者の申請により、特設水道布設工事の設計の確認、確認通知を行う。また、給水開始前の検査、改善指示、給水停止命令、報告徴収・立入検査等を行う。	府健康医療部	任意			○	
	大阪府遊泳場条例に基づく遊泳場の開設許可申請の受理等	大阪府遊泳場条例により、遊泳場の開設許可申請の受理、報告徴収、立入検査等を実施 ・関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	任意			○	
	大阪府遊泳場条例に基づく遊泳場の開設許可申請の受理等〔保健所で実施〕	大阪府遊泳場条例により、遊泳場の開設許可申請の受理、報告徴収、立入検査等を実施 ・関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	任意			○	
	生活衛生学習会	市民から生活環境に関する相談において、ニーズの高い内容について生活衛生学習会を開催。 ・市民ニーズの高い講習メニューを作成、ホームページにより募集。	健康局	任意			○	
	生活衛生学習会〔区役所で実施〕	市民から生活環境に関する相談において、ニーズの高い内容について生活衛生学習会を開催。 ・生活衛生学習会実施要領に基づき、講師を派遣。	健康局	任意			○	
	ねずみ・衛生害虫防除指導業務	地域振興町会等を通じ、ねずみ、衛生害虫等の防除指導等を実施（主な業務）ねずみ、ゴキブリ、衛生害虫等の防除周知月間を設定、衛生害虫の大量発生のおそれがある場所を事前に調査	健康局	任意			○	
	ねずみ・衛生害虫防除指導業務〔区役所で実施〕	地域振興町会等を通じ、ねずみ、衛生害虫等の防除指導等を実施（主な業務）ねずみ、ゴキブリ、衛生害虫等の防除周知月間を設定、衛生害虫の大量発生のおそれがある場所を事前に調査	健康局	任意			○	
狂犬病予防・動物愛護	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の検討等	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う。 （目的） 飼い犬の適正飼養の普及啓発 （主な業務） 条例に基づく飼い犬の捕獲及び返還・譲渡・殺処分、適正飼養の普及啓発 〈上記事務の企画調整業務〉	健康局	任意			○	
	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の検討等〔保健所で実施〕	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う。 （目的） 飼い犬の適正飼養の普及啓発 （主な業務） 条例に基づく飼い犬の捕獲及び適正飼養の普及啓発 （広域的に実施する際の区の補完等）	健康局	任意			○	
	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の検討等〔区役所で実施〕	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う。 （目的） 飼い犬の適正飼養の普及啓発 （主な業務） 条例に基づく飼い犬の捕獲及び適正飼養の普及啓発	健康局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の掃討等(動物管理センターで実施)	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う。 (主な業務) 飼い犬の返還・譲渡・殺処分	健康局	任意				○ 一級
公害健康被害補償等	石綿健康被害の救済に関する事務	石綿による健康被害被害者及びその遺族の救済のための事務を実施 ・申請書及び請求書の受付業務 ・各保健福祉センター受付分を集約し(独)環境再生保全機構へ送付	健康局	任意		○		
	石綿健康被害の救済に関する事務 〔区役所で実施〕	石綿による健康被害被害者及びその遺族の救済のための事務を実施 ・申請書及び請求書の受付業務(区) ・受付後、局(保健所管理課審査・給付グループ)へ送付	健康局	任意			○	
	被爆者援護法関係事務	各区保健福祉センターで受付けた、被爆者援護法に基づく申請等に関する書類を保健所経由で大阪府に進達。 ・大阪府から事務委託料(定額)を受け入れ。 ・大阪府から委託され、被爆者援護法に基づき実施しなければならない健康診断を各区(大正区を除く)で春と秋に実施。	健康局	任意		○		
	被爆者援護法関係事務 〔区役所で実施〕	被爆者援護法に基づく申請等に関する書類を保健所に送付。(保健所経由で大阪府に進達。) ・大阪府から委託され、被爆者援護法に基づき実施しなければならない健康診断を各区(大正区を除く)で春と秋に実施。	健康局	任意			○	
	カネミ油症患者に関する事務	カネミ油症患者に関する総合的な支援を推進。 ・大阪府が実施する検診の実施通知、結果通知など	健康局	任意			○	
環境科学研究所	管理業務、研究・検査業務 〔環境科学研究所で実施〕	市民の健康と安全を守る保健部門(微生物保健、食品保健)と市民環境を保全・再生・創造する部門(都市環境)が本市他部局等から依頼を受け、研究・検査事業を実施	健康局	要綱等	指定都市	○		
	特定保健用食品(承認)にかかる試験検査業務等推進事業 〔環境科学研究所で実施〕	特定保健用食品等の企画・開発・許可申請等を検討している企業に対し、各種相談や検査の受付、情報提供を展開することにより、一連の許可申請にかかる手続きが効率よく実施できることを目的とする。	健康局	任意		○		
病院運営	市民病院運営事業	病院運営事業	病院局	任意		○		
内部事務	庶務業務	文書・公印管理関係業務、市会関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、行財政改革・企画関係業務	健康局	任意			○	
	桃山跡地健康づくりゾーン用地管理	桃山病院跡地を市民の健康づくりゾーンとして位置づけて、健康づくり活動に資する施設を定期借地方式により整備 ・土地所有者として賃貸料の調定・収入、賃料改定、土地賃借者や近隣地元との調整。	健康局	任意			○	

《4. 教育》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
小中学校の教職員の人事	(小中)教職員の人事に関する事務	小中学校にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、嘱託職員の採用、現業職員の管理体制の活用、教育職員免許法認定講習、習熟度別少人数授業の人員配置、教員免許更新制、非常勤講師の採用・配置、初任者研修指導教員派遣事業、児童生徒及び教職員の表彰、争訟、教員復職支援事業、学校事務の支援に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	(府費負担学校事務職員)採用計画の作成、採用の選考請求、採用試験での試験監督業務、所属への配属に関する一連の事務を分担する。 (教員)採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)教職員勤務状況事務処理システムにかかる事務	各教職員がICカードをカードリーダーに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入している。そのシステムの安定稼働にかかる業務及び、ICT導入に伴う次期システム構築検討を行う。	教育委員会事務局	任意				○組
	教職員の人事に関する事務(承認)	小中学校における教職員の給与決定、人事管理、争訟、教員復職支援事業に関する事務の承認を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	教職員給与制度、勤務条件に関する事務	教職員給与制度、勤務条件に関する事務 ・勤務労働条件に関する交渉及び関係先との連絡調整 ・担当運営に必要な一般事務(局・部等連絡調整、市会、計理・予算決算、人事・給与・福利厚生)、式典に関すること	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)教職員給与制度、勤務条件に関する事務	・労働安全衛生法に則して休養スペースの設置や備品整備	教育委員会事務局	任意			○	
	教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・教職員の休職・復職に関し、適正な健康管理を行う健康審査会業務 ・教職員新規採用試験の内定者に対する健康診断の実施 ・教職員の心の健康問題に対し早期対応方法から休職者の職場復帰とその後までの一連のサポート体制を構築 ・大阪市職員互助会との連絡調整 ・教職員の計画的な財産形成を促進することにより生活の安定を図るための財形貯蓄事業 など	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施、健康管理に資する適切な事後指導等 ・生活習慣病の予防および早期発見を目的とする、詳細な項目の健康診断(節日健康診断)実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「学校給食労働安全衛生委員会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意			○	
小中学校の教員の研修・専門的事項の指導	(小中)教職員情報システム運用管理に関する業務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。(システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導、IT関連予算のとりまとめ、システム保守や機器類の契約・支払等)	教育委員会事務局	任意				○組
	(小中)教職員の研修に関する事務	学校現場において、スムーズに教員として力を発揮できるよう、本市教育の現状と課題を教員採用試験合格者に対し、伝授する研修を実施する。 セクシュアル・ハラスメント専門相談員による相談窓口を設置し、相談事業を実施する。	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)教職員研修に関する事務	大阪市教師養成講座	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、学力向上推進業務、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進(ソフトウェアライブラリー)、情報教育の推進、特別支援教育コーディネーター連絡協議会	教育委員会事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	(小中)専門的事項の指導に関する事務「H24新規」	・H25年度、H26年度の2年間で、小学校4校、中学校2校のモデル校と小中一貫校で、世界標準のICT環境として、児童・生徒用タブレットPCと電子黒板機能付きプロジェクター・実物投影機を整備し、デジタル教科書等を活用した授業づくりを実施・検証する。 ・H27年度よりICTを活用した授業づくりを全市に展開するためにスタンダードモデルを作成する。	教育委員会事務局	任意			○	
小中学校の職員の研修・指導	(小中)指導監察業務に関する事務	大阪市立小・中学校(425校)における事務(学校事務)の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施。	教育委員会事務局	任意			○	
小中学校の施設整備	(小中)施設整備に関する事務	柔道の実技推進のため中学校を対象に柔道場を整備 学校のエレベータ設置 小中学校のうち借地の借地料の支払い・賃料改定 耐震補強工事 市立学校の緑化促進 太陽光発電設備の導入 小学校1～6年生、中学校1～3年生、特別支援学級、習熟度別少人数授業で使用する普通教室に空調機を設置 など	教育委員会事務局	任意			○	
小中学校に関する事務 (学校評価、学事、就学費補助金、学校維持運営費、学校徴収金、保健、給食等)	(小中)学校協議会に関する事務	学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言、協議会委員の任命・交通費の支払業務	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)学事に関する事務	・学校現況調査、大阪府による児童生徒数存在等調査等、学校に関する統計調査 ・通学に際し市営交通機関等を利用している本市内に居住する児童生徒に対して無料乗車証を交付	教育委員会事務局	任意			○	
	奨学金・特別支援教育就学奨励費管理システムに関する事務	奨学費事業及び特別支援教育就学奨励費事業について、リンケージにより税情報、住民基本台帳の世帯情報、学校財務会計システムの生徒情報や就学援助情報等の内部提供を受け、認否審査等を行う管理システムの運用及び保守経費	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	(小中)児童生徒就学費補助金に関する事務	・経済的な理由により就学が困難な児童生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するため、児童生徒の保護者に対して、学用品費等の援助を行う。 ・小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の負担を軽減するため、法令に基づき本市で補助要綱を定め、各家庭の経済状況等に応じて奨励費を支給する。	教育委員会事務局	要綱等	一般市		○	
	(中)児童生徒就学費補助金に関する事務	府内の中学校夜間学級に在学する大阪市居住生徒で経済的な理由により就学が困難な生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するため、児童生徒の保護者に対して、学用品費等の援助を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)校園ネットワークシステム運用管理に関する事務	校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、インターネット接続、情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、契約・支払い等	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	(小中)学校財務会計システム運用管理に関する事務	校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、保育料等、就学援助事務の各業務システム機能など学校財務会計システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	学校維持運営基金に関する事務	学校の維持運営に必要な備品の購入で、購入できなければ日常的教育活動に著しく支障をきたすなど緊急を要し、かつ配当予算では対応が困難である場合などに、基金から支出する。	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)学校徴収金に関する事務	小・中学校に係る学校徴収金の徴収事務等の指導・管理及び徴収・支払等のシステム処理等に係る運用管理など	教育委員会事務局	任意			○	
	(小)学校給食費の未納対策に関する事務	学校給食費の未納の催告及び法的措置に関する事務 ・給食費未納の保護者に対して未納の催告書の送付 ・学校長の依頼により市長名にて法的措置手続き	教育委員会事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種類	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
小中学校の 学校教育活動	(小中)校務支援ICT活用事業に関する事務「H24新規」	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意				○一組
	(小)学校教育活動に関する事務	小学校5・6年生の学級を対象に、「外国語活動」における指導補助のために、英語のネイティブ・スピーカー(NS)を派遣する。簡単な英会話など体験的な学習活動ができる機会を設け、英語に慣れ親しませることを目的とする。	教育委員会事務局	任意			○	
	(小)学校教育活動に関する事務【放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について(放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱)】	(放課後子ども教室推進事業) 小学校において放課後の時間帯に指導員を配置し、教員との連携のもと、児童の自主学習支援を行うことで、学習意欲の向上と、自主学習習慣の定着をめざす。 事業実施モデルプランの作成、教材の選定、指導員の採用・面接・研修や、学校への指導助言等、事業を円滑に運営するための支援を行う。	教育委員会事務局	要綱等	一般市		○	
	(小中)学校教育活動に関する事務【学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要綱】	・中学校区における地域の学校支援体制を構築し、家庭や地域の教育力を活かし、生活習慣の確立や学力向上に取り組む。 ・子ども、教職員の安全確保をさらに推進するため、警察官退職者を「子どもの安全指導員」として配置し、小学校・特別支援学校の巡回・自主整備を実施するとともに、地域での犯罪等の防止に努める。	教育委員会事務局	要綱等	一般市		○	
	(小)学校教育活動に関する事務【理科支援員配置事業実施要項】	小学校5・6年生の理科授業の支援を行う理科支援員の配置と、企業研究者や大学教員等との連携による特別授業を行う。 理科支援員の募集・面接・研修の立案等と、特別授業実施のために、企業・大学等と小学校との連絡調整等を行う。	教育委員会事務局	要綱等	指定都市		○	
	(中)学校教育活動に関する事務	民間事業者によるNSA-C(英語のネイティブ・スピーカー)の派遣、日本とスイスの友好交流事業(青少年の交流)、中学校において総合的文化活動を実施、中学生の進路指導の充実、部活動に学校外から技術指導者を招聘、有資格者を講師として招き教員と部活動技術指導者を対象として講習会を実施、中学校水泳競技大会・総合体育大会の実施、近畿・全国中学総体への出場選手派遣支援、種目別合同練習会の開催、大阪府下で開催される近畿中学校体育大会等の開催経費の分担金、中学校の特別支援学級に在籍する生徒を対象とし、集団生活のルールを習得させるため宿泊訓練を実施	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)学校教育活動に関する事務	学校教育活動全般に関する事務 ・学習活動の充実・支援 ・生活指導 ・教育環境の充実	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)学校教育活動に関する事務【学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱(帰国・外国人児童生徒受入促進事業実施要綱)】	帰国・来日等の子どもの教育の推進 ・通訳者及び日本語指導協力者を学校現場へ派遣 ・「帰国した子どもの教育センター校」の運営等を行い、日本語習得を支援	教育委員会事務局	要綱等	一般市		○	
	(小中)学校教育活動に関する事務【人権教育研究推進事業】	文部科学省の人権教育研究推進事業(委託事業)等を活用するとともに、関係機関との連携をすすめ、人権教育のカリキュラム作成・教材開発・教育方法の工夫等の研究をすすめる。	教育委員会事務局	要綱等	指定都市		○	
	(小中)学校教育活動に関する事務【栄養教諭を中核とした食育推進事業(地域食育推進事業)委託要項】	小学校から全教育活動において食に関する指導の実施および充実をはかることにより、生徒の食への自己管理を高め、家庭からの弁当持参や栄養のバランスのとれた弁当選択ができる力を高める。また、食育展により、弁当づくり等食に関する保護者への関心を高める。	教育委員会事務局	要綱等	一般市		○	
	(小中)学校教育活動に関する事務【教育課程研究指定校事業実施要項】	・すべての学力の基礎となる言語力の向上を図るため、言語力向上研究委員会を設置し、言語力向上の方策について検討を行う。 ・効果的な授業のあり方について研究し、パイロット校での研究の成果を「実践事例集」「ワークシート集」としてまとめ、取り組みを進める。	教育委員会事務局	要綱等	指定都市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携 市
	(小中)学校教育活動に関する事務【子どもの体力向上推進事業委託要項】	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」に基づく子どもの体力向上支援事業 「全国体育・運動能力、運動習慣等調査」の調査結果を分析し、学校における体育・健康に関する指導などの改善を図る。	教育委員会事務局	要綱等	指定都市		○	
	(小中)学校教育活動に関する事務【学校、家庭、地域連携協力推進事業費補助金交付要綱(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領)】	中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校生徒に対する支援について、教職員に対するアセスメントやプランニングなどの助言を行うとともに、コーディネーターとして校区小学校や関係諸機関との連携に関わる支援を行う。	教育委員会事務局	要綱等	一般市		○	
	(小中)学校教育活動に関する事務【特別支援教育の推進について(通知)】	発達障がい等に関する教職員向けの研修講座や支援・指導の事例集作成、障がい種に応じた指導内容の研究や情報発信などを実施。	教育委員会事務局	要綱等	一般市		○	
	(小中)学校教育活動に関する事務【全国学力・学習状況調査に関する実施要領】	・文部科学省主催「新年度全国学力・学習状況調査説明会」への参加。 また各校への実施説明及び結果公表説明。 ・本市では、希望利用方式を活用して、抽出されなかった学校も同様の調査を本事業により実施する。	教育委員会事務局	要綱等	一般市		○	
幼稚園に関する事務	(幼)学校評価・学校協議会に関する事務	学校評価の充実・改善、学校評議員の委嘱 学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言、協議会委員の任命・交通費の支払業務	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)教職員の人事に関する事務	幼稚園にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、現業管理体制の活用、教育職員免許法認定講習、教員免許更新制、非常勤講師の採用、教職員の表彰、人事労務管理、争訟、教員復職支援事業に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)教職員の研修に関する事務	幼稚園における学校現業職員の資質向上を図るための研修、教員採用試験合格者に対し本市教育の現状と課題を伝授する研修、セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談窓口を設置して相談事業	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)教職員勤務状況事務処理システムにかかる事務	各教職員がICカードをカードリーダーに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムの安定稼働にかかる業務及びICT導入に伴う次期システム構築検討を行う。	教育委員会事務局	任意				○一組
	(幼)教職員の勤務成績の評定に関する事務	市費負担教員については「地方公務員法」第40条第1項に基づき実施する。教職員が学校園の目標達成に向けた個人目標を主体的に設定し、その達成に意欲的に取り組み、達成状況について点検・評価、改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図る。 市費職員については、人事評価を実施し、職員の勤務意欲・資質能力の向上や組織の活性化を図る。	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)教職員給与制度、勤務条件に関する事務	労働安全衛生法に則して休養スペースの設置や備品整備	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施、健康管理に資する適切な事後指導等 ・生活習慣病の予防および早期発見を目的とする、詳細な項目の健康診断(節目健康診断)実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「学校給食労働安全衛生委員会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服費与	教育委員会事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	(幼)校園ネットワークシステム運行管理に関する事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、インターネット接続、情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、契約・支払い等	教育委員会事務局	任意				○一組
	(幼)教職員情報システム運用管理に関する業務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。(システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導、IT関連予算のとりまとめ、システム保守や機器類の契約・支払等)	教育委員会事務局	任意				○一組
	(幼)学校財務会計システム運用管理に関する事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、保育料等、就学援助事務の各業務システム機能など学校財務会計システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意				○一組
	(幼)給与等の支給(市費)に関する事務	・退職手当の支給(市費)に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・旅費業務(市費) ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)児童手当の支給(市費)に関する事務	・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)学校維持運営費等に関する事務	市立幼稚園が使用する消耗品費や光熱水費等を計上した幼稚園維持運営費について、こども青少年局から予算配付を受け、各幼稚園へ予算を配当し、その執行・調達・支払等、会計に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)学校徴収金に関する事務	幼稚園に係る学校徴収金の徴収事務等の指導・管理及び徴収・支払等のシステム処理等に係る運用管理など	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)学校教育活動に関する事務	・学校園で発生した事件・事故等に対する初期段階からの法的な対応・解決策について弁護士相談事業を実施 ・学校園における研究・研修を支援 ・学校園における海外からの教育視察団の受け入れ等において記念品を供与 ・新学習指導要領に基づき教育内容、カリキュラムを定めた教育課程の策定や学校園での教科・領域等、指導研究、校務運営全般に対する指導、助言 ・幼稚園運営・教育活動に関する指導と掌握、幼稚園施策に関する調整、子育ての支援に関する指導助言	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)教職員研修に関する事務	教員経験者研修等(10年次研修除く)、管理職研修、健康教育等研修、幼児教育振興、指導振興事務(研修)、人権教育研究、教職員地域研修推進、自主研修支援、情報教育推進、内定者研修	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進(ソフトウェアライブラリー)、特別支援教育コーディネーター連絡協議会	教育委員会事務局	任意			○	
	園児の安全及び保健衛生の向上に関する事務	・学校環境基準による幼稚園保育室の空気環境の適正な維持。消耗品費(ガス検知管カートリッジ)の支出にかかる事務 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター学校災害共済給付制度にかかる事務 ・就園時健康診断の実施にかかる事務 ・園みながき指導の実施にかかる事務	こども青少年局	任意			○	
	障がいのある園児にかかる介助指導員の雇用に関する事務	・教育時間終了後に希望者を対象に行う教育活動(預かり保育)を実施するにあたり、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、預かり保育全体の充実・発展を支援する。(障がいのある園児にかかる介助指導員の雇用に関する事務)	こども青少年局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	市立幼稚園の管理運営に関する事務	・市立幼稚園の園児募集等にかかる事務 ・全国公立園長会及び大阪府公立幼稚園研究会への参加等の必要経費の支出にかかる事務 ・教育にかかる需要費等の支出にかかる事務 ・施設の維持管理運営・必要経費等の支出にかかる事務 ・幼児用机・椅子・山土にかかる整備にかかる費用の支出にかかる事務 ・教科用図書購入にかかる経費の支出事務 ・建物の修繕にかかる経費の支出事務 ・法に基づく設備点検等にかかる必要経費の支出事務 幼稚園(59園)	こども青少年局	任意			○	
	施設の維持管理にかかる点検及び改修整備に関する経費の支出事務	・市立幼稚園における良好な学習環境を確保するため、施設の補修整備の実施にかかる支出事務。	こども青少年局	任意			○	
	市立幼稚園の民営化にかかる事務	・国における、「子ども・子育て新システム」への対応等市立幼稚園の民営化に向けた整理	こども青少年局	任意			○	
	就園奨励費補助に関する事務	・大阪市内に居住し、私立幼稚園に就園する園児(3歳～5歳児及び満3歳児)を扶養している保護者が負担する入園料、保育料の償還及び減免を行う幼稚園設置者に対し、国制度に基づき、保護者の所得に応じて補助。	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	私立幼稚園に対する助成に関する事務	・私立幼稚園就園奨励費補助対象外の者で大阪市内に居住し、私立幼稚園に就園する園児(3歳～5歳児及び満3歳児)を扶養している保護者が負担する入園料・保育料の償還及び減免を行う幼稚園設置者に対し、保護者の所得に応じて補助。 ・私立幼稚園における幼児教育の振興普及を図るため、調査研究・研修・啓発事業等を実施。 ・自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい(LD)、注意欠陥多動症候群(ADHD)など発達障がいと診断される方が全体の約5～6%といわれており、発達障がいのある幼児も年々増加。市内の保護者、地域の幼児教育センターの役割を担っている私立幼稚園等の教職員からの発達障がい等の相談に関して支援。	こども青少年局	任意			○	
高等学校に関する事務	(高)学校評価・学校協議会に関する事務	学校評価の充実・改善、学校評議員の委嘱 学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言、協議会委員の任命・交通費の支払業務	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)施設整備に関する事務	老朽化の進んだ校舎の改築、校舎等の整備補修 用地整備、教育財産の適正管理、未利用地処分 耐震補強工事 理科教育用設備機器等の整備 産業教育の実験・実習に必要な設備等の整備 定時制高等学校の教育設備の充実 英語教育用の語学演習機器を整備 普通教室に空調設備を整備。保守点検、空調設備の移設 など (咲くやこの花中学校を含む)	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)学事に関する事務	・学級編制の標準により学級編制 ・学校基本調査、学校教員統計調査、大阪市独自の学校現況調査等 ・学校の設置・廃止について、学校設置条例を改正して周知 ・各学校の沿革の管理 ・大阪市の立の高等学校への進学を希望する者の入学選抜事務	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)教職員の人事に関する事務	高等学校にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、嘱託職員の採用、図書担当嘱託職員の採用、現業管理体制の活用、教育職員免許法認定講習、教員免許更新制、非常勤講師の採用、初任者研修指導教員派遣事業、事故職員の補充(学校保健統計計員採用)、生徒及び教職員の表彰、人事労務管理、争訟、教員復職支援事業に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)教職員の研修に関する事務	高等学校における学校現業職員の資質向上を図るための研修、教員採用試験合格者に対し本市教育の現状と課題を伝授する研修を実施する。 セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談窓口を設置して相談事業をそれぞれ実施する。	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種類	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	(高)教職員勤務状況事務処理システムにかかる事務	各教職員がICカードをカードリーダーに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入している。そのシステムの安定稼働にかかる業務及び、ICT導入に伴う次期システム構築検討を行う。	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)教職員の勤務成績の評定に関する事務	市費負担教員については「地方公務員法」第40条第1項に基づき実施する。教職員が学校園の目標達成に向けた個人目標を主体的に設定し、その達成に意欲的に取り組み、達成状況について点検・評価、改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図る。 市費職員については、人事評価を実施し、職員の勤務意欲・資質能力の向上や組織の活性化を図る。	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)教職員給与制度、勤務条件に関する事務	・労働安全衛生法に則して休養スペースの設置や備品整備	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施、健康管理に資する適切な事後指導等 ・生活習慣病の予防および早期発見を目的とする、詳細な項目の健康診断(節目健康診断)実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「学校給食労働安全衛生委員会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)市費負担教職員の研修に関する事務	・高等学校に勤務する市費学校事務職員に対して、業務別実務研修、経験年次別研修、職別研修、課題別研修など、実務能力・資質向上等を目的とした研修を実施する。 ・財務事務を総括する市費校園長に対して、財務運営研修会等を実施する。	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)指導監察業務に関する事務	大阪市立高等学校(23校)における事務(学校事務)の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)校園ネットワークシステム運行管理に関する事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、インターネット接続、情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、契約・支払い等	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)教職員情報システム運用管理に関する業務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。(システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導、IT関連予算のとりまとめ、システム保守や機器類の契約・支払等)	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)学校財務会計システム運用管理に関する事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、保育料等、就学援助事務の各業務システム機能など学校財務会計システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)校務支援ICT活用事業に関する事務「H24新規」	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービスなどの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)給与等の支給(市費)に関する事務	・退職手当の支給(市費)に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費人件費の支給に関する業務 ・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・旅費業務(市費) ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)児童手当の支給(市費)に関する事務	・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	(高)学校維持運営費等に関する事務	・高等学校で使用する消耗品費や光熱水費等を計上した学校維持運営費に係る予算・決算、配当・執行・調達・支払等会計に関する事務及び歳入に関する事務 ・高等学校に係る予算の各学校への配当、執行、調達、支払等会計に関する事務 ・高等学校の教材等の物品について更新整備を行うための経費の予算・決算及び配当・執行・調達・支払等会計に関する事務	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)学校徴収金に関する事務	高等学校に係る学校徴収金の徴収事務等の指導・管理及び徴収・支払等のシステム処理等に係る運用管理など	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)入学料・検定料に関する事務	高等学校(デザイン教育研究所を含む)に係る入学料・検定料の調定及び徴収に関する事務 ・高等学校に係る検定料納付書の作成 ・検定料・入学料等(デザイン研究所、中央高等学校聴講生を含む)の事務処理 ・咲くやこの花中学校の検定料の事務処理	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)過年度授業料の未納対策に関する事務	高等学校に係る過年度授業料の督促及び法的措置に関する事務(H21年度までの高等学校授業料の未納者への督促及び法的措置に関する手続き)	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)授業料不徴収交付金に関する事務	高等学校に係る授業料不徴収交付金の請求に関する事務(四半期毎による請求・調定処理)	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)児童及び生徒の養護、保健衛生に関する事務	・学校保健に関する事務(学校環境衛生の点検・改善などの保健対策、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱等) ・児童生徒保健対策事業(健康診断の実施・事後措置) ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付事務	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)学校教育活動に関する事務	学校教育活動全般に関する事務 ・学習活動の充実・支援 ・生活指導 ・教育環境の充実	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)教職員研修に関する事務	指導振興(民間研修機関等派遣研修)、初任者研修、教員経験者研修等、管理職研修、健康教育等研修、内定者研修、指導振興事務(研修)、人権教育研究、教職員地域研修推進、自主研修支援、情報教育推進	教育委員会事務局	任意		○		
	(高)専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進(ソフトウェアライブラリー)、情報教育の推進、特別支援教育コーディネーター連絡協議会	教育委員会事務局	任意		○		
特別支援学校に関する事務	(特)指導監察業務に関する事務	大阪市立特別支援学校(9校)における事務(学校事務)の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会事務局	任意		○		
	(特)児童生徒就学費補助金に関する事務	視覚・聴覚特別支援学校への就学の特殊事情に鑑み、保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、就学のための必要な経費の一部を支給する。	教育委員会事務局	任意		○		
長谷川小・中学校、弘済小・中学校、明治小学校	(長谷川小・中学校)学校評価・学校協議会に関する事務	学校評価の充実・改善、学校評議員の委嘱 学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言、協議会委員の任命・交通費の支払業務 (所在地:柏原市)	教育委員会事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	(弘済小・中学校)学校評価・学校協議会に関する事務	学校評価の充実・改善、学校評議員の委嘱 学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言、協議会委員の任命・交通費の支払業務 (所在地:吹田市、高槻市(分校))	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)施設整備に関する事務	児童・生徒の増加等に伴う教室の増築及び既存の教室の改造 老朽化の進んだ校舎及び講堂兼体育館を計画的に改築、校舎等の整備補修及び耐震補強工事 全小・中学校の壁面緑化・市立学校の緑化促進・芝生化の整備に対する補助金交付 理科教育用設備機器等の整備 英語教育用の語学演習機器を中学校を対象に整備 普通教室に空調機を設置及び太陽光発電設備の導入 など	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)施設整備に関する事務	児童・生徒の増加等に伴う小中学校の教室の増築及び既存の教室の改造 老朽化の進んだ校舎及び講堂兼体育館を計画的に改築、校舎等の整備補修及び耐震補強工事 全小・中学校の壁面緑化・市立学校の緑化促進・芝生化の整備に対する補助金交付 理科教育用設備機器等の整備 英語教育用の語学演習機器を中学校を対象に整備 普通教室に空調機を設置及び太陽光発電設備の導入 など	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)学事に関する事務	・各区の就学事務システムの管理監督、各区や各市立学校に就学事務の指導助言 ・大阪府が定める学級編制基準にない学級編制 ・学校基本調査、学校教員統計調査、大阪府独自の学校現況調査、大阪府による児童生徒数に籍等調査等 ・学校の設置・廃止について、学校設置条例を改正して周知 ・学校の沿革の管理	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)学事に関する事務	・各区の就学事務システムの管理監督、各区や各市立学校に就学事務の指導助言 ・大阪府が定める学級編制基準にない学級編制 ・学校基本調査、学校教員統計調査、大阪府独自の学校現況調査、大阪府による児童生徒数に籍等調査等 ・学校の設置・廃止について、学校設置条例を改正して周知 ・学校の沿革の管理	教育委員会事務局	任意			○	
	明治小学校分校に関する事務	情緒障がい児短期治療施設である大阪市立児童院に入所する児童を就学させるための小学校(西区)であり、他の小学校と同じく当該学校について就学関係事務、学級編制事務、統計調査事務、設置・廃止事務の対象となっている。	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)教職員の人事に関する事務	長谷川小中学校にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、嘱託職員の採用、現業職員の管理体制の活用、教育職員免許法認定講習、教員免許更新制、非常勤講師の採用・配置、児童生徒及び教職員の表彰、人事労務管理、争訟、教員復職支援事業、学校事務の支援に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)教職員の研修に関する事務	長谷川小中における学校現業職員の資質向上を図るための研修、教員採用試験合格者に対し本市教育の現状と課題を伝授する研修、セクシュアル・ハラスメント専門相談員による相談窓口を設置して相談事業をそれぞれ実施する。	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	(府費負担学校事務職員)採用計画の作成、採用の選考請求、採用試験での試験監督業務、所属への配属に関する一連の事務を担当する。 (教員)採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)教職員勤務状況事務処理システムにかかる事務	各教職員がICカードをカードリーダーに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入している。そのシステムの安定稼働にかかる業務及び、ICT導入に伴う次期システム構築検討を行う。	教育委員会事務局	任意				○ 組

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分組		
						大阪府	特別区 各区	連携
	(長谷川小中)教職員の勤務成績の評定に関する事務	府費負担教職員については大阪府教育委員会規則、市費負担教職員については「地方公務員法」第40条第1項に基づき実施する。教職員が学校の目標達成に向けた個人目標を主体的に設定し、その達成に意欲的に取り組み、達成状況について点検・評価、改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図る。 市費職員については、人事評価を実施し、職員の勤務意欲・資質能力の向上や組織の活性化を図る。	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)教職員の人事に関する事務	弘済小中学校にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、現業職員の管理体制の活用、教育職員免許法認定講習、教員免許更新制、非常勤講師の採用・配置、児童生徒及び教職員の表彰、人事労務管理、争訟、教員復職支援事業、学校事務の支援に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)教職員の研修に関する事務	弘済小中における学校現業職員の資質向上を図るための研修、教員採用試験合格者に対し本市教育の現状と課題を伝授する研修、セグメンタル・ハラスメント専門相談員による相談窓口を設置して相談事業をそれぞれ実施する。	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	(府費負担学校事務職員)採用計画の作成、採用の選考請求、採用試験での試験監督業務、所属への配属に関する一連の事務を分担する。 (教員)採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)教職員勤務状況事務処理システムにかかる事務	各教職員がICカードをカードリーダーに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入している。そのシステムの安定稼働にかかる業務及び、ICT導入に伴う次期システム構築検討を行う。	教育委員会事務局	任意				○ 組
	(弘済小中)教職員の勤務成績の評定に関する事務	府費負担教職員については大阪府教育委員会規則、市費負担教職員については「地方公務員法」第40条第1項に基づき実施する。教職員が学校の目標達成に向けた個人目標を主体的に設定し、その達成に意欲的に取り組み、達成状況について点検・評価、改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図る。 市費職員については、人事評価を実施し、職員の勤務意欲・資質能力の向上や組織の活性化を図る。	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施、健康管理に資する適切な事後指導等 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「学校給食労働安全衛生委員会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施、健康管理に資する適切な事後指導等 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「学校給食労働安全衛生委員会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小・中)教科書無償給与に関する事務	教科書無償給与の需要数報告 ・長谷川小・中学校で翌年度に必要とする教科書の需要数をとりまとめ、府教育委員会に報告 教科書無償給与の受領報告 ・長谷川小・中学校で給与した教科書の冊数をとりまとめ、府教育委員会に報告 ・取次書店から長谷川小・中学校に供給された教科書の冊数について、取次書店の証明書を府教育委員会に報告	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小・中)教科書無償給与に関する事務	教科書無償給与の需要数報告 ・弘済小・中学校で翌年度に必要とする教科書の需要数をとりまとめ、府教育委員会に報告 教科書無償給与の受領報告 ・弘済小・中学校で給与した教科書の冊数をとりまとめ、府教育委員会に報告 ・取次書店から弘済小・中学校に供給された教科書の冊数について、取次書店の証明書を府教育委員会に報告	教育委員会事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	連携
	(長谷川小・中)指導監察業務に関する事務	大阪市立長谷川小・中学校(郊外)における事務(学校事務)の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小・中)指導監察業務に関する事務	大阪市立弘済小・中学校(郊外)における事務(学校事務)の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)校園ネットワークシステム運用管理に関する事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、インターネット接続、情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、契約・支払い等	教育委員会事務局	任意				○ 組
	(長谷川小中)教職員情報システム運用管理に関する業務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。(システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導、IT関連予算のとりまとめ、システム保守や機器類の契約・支払等)	教育委員会事務局	任意				○ 組
	(長谷川小中)学校財務会計システム運用管理に関する事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、保育料等、就学援助事務の各業務システム機能など学校財務会計システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意				○ 組
	(長谷川小中)校務支援ICT活用事業に関する事務「H24新規」	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意				○ 組
	(長谷川小中)給与等の支給(市費)に関する事務	・退職手当の支給(市費)に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費人件費の支給に関する業務 ・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・旅費業務(市費) ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)児童手当の支給(市費)に関する事務	・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)退職手当の請求(府費)に関する事務	・学校園に勤務する府費負担教職員・臨時的任用職員の退職者の退職手当の請求に関する手続き	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)校園ネットワークシステム運用管理に関する事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、インターネット接続、情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、契約・支払い等	教育委員会事務局	任意				○ 組
	(弘済小中)教職員情報システム運用管理に関する業務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。(システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導、IT関連予算のとりまとめ、システム保守や機器類の契約・支払等)	教育委員会事務局	任意				○ 組
	(弘済小中)学校財務会計システム運用管理に関する事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、保育料等、就学援助事務の各業務システム機能など学校財務会計システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意				○ 組
	(弘済小中)校務支援ICT活用事業に関する事務「H24新規」	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意				○ 組

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	(弘済小中)給与等の支給(市費)に関する事務	・退職手当の支給(市費)に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費人件費の支給に関する業務 ・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・旅費業務(市費) ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)児童手当の支給(市費)に関する事務	・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)退職手当の請求(府費)に関する事務	・学校園に勤務する府費負担教職員・臨時的任用職員の退職者の退職手当の請求に関する手続き	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)学校維持運営費等に関する事務	・長谷川小・中学校で使用する消耗品費や光熱水費等を計上した学校維持運営費に係る予算・決算・配当・執行・調達・支払等会計に関する事務及び歳入に関する事務 ・長谷川小・中学校に係る予算の各学校への配当・執行・調達・支払等会計に関する事務 ・長谷川小・中学校の教材等の物品について、更新整備を行うための経費の予算・決算及び配当・執行・調達・支払等会計に関する事務	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)学校維持運営費等に関する事務	・弘済小・中学校で使用する消耗品費や光熱水費等を計上した学校維持運営費に係る予算・決算・配当・執行・調達・支払等会計に関する事務及び歳入に関する事務 ・弘済小・中学校に係る予算の各学校への配当・執行・調達・支払等会計に関する事務 ・弘済小・中学校の教材等の物品について、更新整備を行うための経費の予算・決算及び配当・執行・調達・支払等会計に関する事務	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)児童及び生徒の養護、保健衛生に関する事務	・学校保健に関する事務(学校環境衛生の点検・改善などの保健対策、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱等) ・児童生徒就学援助事務(医療費援助) ・児童生徒保健対策事業(健康診断・事後措置) ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付事務	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)児童及び生徒の養護、保健衛生に関する事務	・学校保健に関する事務(学校環境衛生の点検・改善などの保健対策、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱等) ・児童生徒就学援助事務(医療費援助) ・児童生徒保健対策事業(健康診断・事後措置) ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付事務	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小)小学校給食に関する事務	自校調理方式による長谷川小学校給食の実施 ・献立作成及びその充実 ・給食の衛生管理 ・施設設備の充実 ・給食食材の供給	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小)学校教育活動に関する事務	・小学校5・6年生の学級を対象に、「外国語活動」における指導補助のために、英語のネイティブ・スピーカーを派遣する。 ・小学校5・6年生の理科授業の支援を行う理科支援員の配置と、企業研究者や大学教員等との連携による特別授業を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川中)学校教育活動に関する事務	NSA-C派遣事業、日本・スイス青少年(中学生)交流事業、中学校総合文化祭、中学生の進路指導の充実、部活動技術者招聘事業、部活動技術者講習会、総合体育大会、体育部活動育成、全国中学校体育大会参加補助金、近畿中学校体育大会参加激励金、宿泊訓練	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)学校教育活動に関する事務	学校教育活動全般に関する事務 ・学習活動の充実・支援 ・生活指導 ・教育環境の充実	教育委員会事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各區	連携
	(弘済小)学校教育活動に関する事務	・小学校5・6年生の学級を対象に、「外国語活動」における指導補助のために、英語のネイティブ・スピーカーを派遣する。 ・小学校5・6年生の理科授業の支援を行う理科支援員の配置と、企業研究者や大学教員等との連携による特別授業を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済中)学校教育活動に関する事務	NSA-C派遣事業、日本・スイス青少年(中学生)交流事業、中学校総合文化祭、中学生の進路指導の充実、部活動技術者招聘事業、部活動技術者講習会、総合体育大会、体育部活動育成、全国中学校体育大会参加補助金、近畿中学校体育大会参加奨励金、宿泊訓練	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小・中)学校教育活動に関する事務	学校教育活動全般に関する事務 ・学習活動の充実・支援 ・生活指導 ・教育環境の充実	教育委員会事務局	任意			○	
	(豊谷川小中)教職員研修に関する事務	指導振興(民間研修機関等派遣研修)、初任者研修、OJT、教員経験者研修等、管理職研修、健康教育等研修、内定者研修、授業力アップサポート、教師カトップアシスト、指導振興事務(研修)、人権教育研究、教職員地域研修推進、自主研修支援、情報教育推進	教育委員会事務局	任意			○	
	(長谷川小中)専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、学力向上推進業務、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進(ソフトウェアライブラリー)、情報教育の推進、特別支援教育コーディネーター連絡協議会	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)教職員研修に関する事務	指導振興(民間研修機関等派遣研修)、初任者研修、OJT、教員経験者研修等、管理職研修、健康教育等研修、内定者研修、授業力アップサポート、教師カトップアシスト、指導振興事務(研修)、人権教育研究、教職員地域研修推進、自主研修支援、情報教育推進	教育委員会事務局	任意			○	
	(弘済小中)専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、学力向上推進業務、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進(ソフトウェアライブラリー)、情報教育の推進、特別支援教育コーディネーター連絡協議会	教育委員会事務局	任意			○	
中学校夜間学級	中学校夜間学級(天満、天王寺、東生野、文の里中学校)に関する事務	義務教育未修了の学齢超過者で就学を希望する者を対象として設置されており、他の中学校と同じく当該学校について就学関係事務、学級編制事務、統計調査事務、設置・廃止事務の対象となっている。 (所在地:天満(北区)、天王寺(天王寺区)、東生野(生野区)、文の里(阿倍野区))	教育委員会事務局	任意			○	
	(中)学校教育活動に関する事務【学校運営支援等の推進事業委託要項】	学齢超過者で義務教育未修了者のうち、希望者を対象に中学校教育を行う目的として開設している夜間学級における教育内容に関する調査研究。 *現在4中学校(天王寺、天満、東生野、文の里)	教育委員会事務局	要綱等	一般市		○	
天王寺中学校通信教育部	天王寺中学校通信教育部に関する事務	教育の機会均等などを目的とし、働きながら中学校の教育を受けたい人々のために設けられた通信教育部	教育委員会事務局	任意			○	
咲くやこの花中学校(中高一貫校)	(咲くやこの花中)就学に関する事務	・中高一貫校である咲くやこの花中学校に関する就学事務(学校において行う事務の指導監督) (所在地:此花区)	教育委員会事務局	任意			○	
	(咲くやこの花中高)学事に関する事務	・中高一貫校である咲くやこの花中学校に関する学事事務(統計調査、学校の沿革の管理等) ・大阪市立咲くやこの花中学校への進学を希望する者の入学者選抜事務 (所在地:此花区)	教育委員会事務局	任意			○	
デザイン教育研究所	(高)(デザイン教育研究所)学校維持運営費等に関する事務	所管担当からの予算配付を受け、デザイン教育研究所(阿倍野区)が日常の教育活動等のために使用する消耗品等を購入する経費などについて、予算配当及びその執行、調達、支払等会計に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
奨学金に関する事務	奨学金に関する事務	・経済的な理由により高等学校又は高等専門学校への修学が困難な生徒に対して奨学金を支給する。 ・各種奨学金制度の情報提供及び各種奨学金の相談に応じ、助言・援助を行い、自らの能力や適性等にあった進路を主体的に選択できるよう支援を行う。 ・学校における奨学金教育の充実を目指して進路教材を用いての指導の充実を図る。	教育委員会事務局	任意			○	
高等学校等奨学金(債権管理業務、国庫への返還)	高等学校等奨学金(債権管理業務、国庫への返還)に関する事務	・地対財特法に基づく、高等学校等への進学を奨励するための奨学金について、H22年度に制定された条例等に基づき、借受者への説明を始め、返還請求・督促・徴収及び返還免除等の債権管理を行う。 ・正当な理由もなく支払い等に応じない者に対しては、法的措置を実施する。 ・あわせて、返還金等のうち国庫負担分を国庫へ返還する事務を行う(地対財特法に基づく高等学校等進学奨励の奨学金貸与は国庫補助制度を活用して実施していたため)。 ・奨学金の貸与事業はH13年度末で終了している。	教育委員会事務局	要綱等	指定都市		○	
大学奨学金	大学奨学金(債権管理業務、国庫への返還)	・地対財特法に基づく短期大学または大学への進学を奨励するための奨学金について、返還請求・督促・徴収及び返還免除等の債権管理を行う。 ・奨学金の貸与事業は平成13年度末で終了	福祉局	要綱等	指定都市		○	
財団法人大阪府育英会への事業資金の貸付	財団法人大阪府育英会への事業資金の貸付に関する事務	公益財団法人大阪府育英会へ事業資金の貸付を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	大阪府育英会貸付金	公益財団法人大阪府育英会に対する事業資金貸付けに関する事務	福祉局	任意			○	
重要文化財・埋蔵文化財等	文化財顕彰・歴史再発見・後援名義・庶務に関する事務	・市内に残る史跡に石碑等を設置し顕彰する ・史跡や指定文化財に関して、普及啓発のために専門家による講演等を実施 ・後援名義を使用するための申請受理・承認 など	教育委員会事務局	任意			○	
社会教育・生涯学習	社会教育・生涯学習に関する事務	・「生涯学習大阪計画」推進事業 ・社会教育推進事業 ・成人・高齢者教育の推進 ・PTA育成 ・人権啓発普及事業 ・識字推進事業 ・障がい者成人教育 ・家庭教育充実促進事業 ・もと青少年会館財産管理及び財産処分業務 など	教育委員会事務局	任意			○	
	社会教育・生涯学習に関する事務(生涯学習センターの管理運営)	・生涯学習センターの管理運営	教育委員会事務局	任意				○ 組
	生涯学習情報提供システムに関する事務	・総合的な情報提供システムを構築・運用し、家庭や身近な公共施設等において迅速かつ的確に大阪市の生涯学習に関するさまざまな情報提供を行う。 ・貸室予約、講座・イベント等の事業申込を広く一般市民がアクセスできるようにする。 ・区役所や生涯学習センター等で行う多様な学習相談に利用する。	教育委員会事務局	任意				○ 組
	あいりん関連事業(新今宮文庫運営事業)に関する事務	「新今宮文庫運営事業」 ・主にあいりん地域の日雇労働者を対象に図書室を開設し、学習機会を提供する	教育委員会事務局	任意			○	
	クラフトパーク	ガラス工芸、陶芸その他の工芸に関する講座等の開催及び情報の提供を行う。 (1)教室事業 (2)工房、展示室、クラフトホールの貸室事業 (3)展示事業 (4)その他の事業 (所在地:平野区)	教育委員会事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分組		
						大阪府	特別区 各区	連携
キッズプラザ大阪	キッズプラザ大阪に関する事務	・子どものための遊体験型学習施設として、「子どもたちが楽しい遊びや体験を通して学び、創造性を培い、可能性や個性を伸長する」ことを基本理念とする施設。 ・運営主体は財団法人大阪市教育振興公社で、キッズプラザ大阪管理運営費等の一部に対して、補助を行っている。 (所在地:北区)	教育委員会事務局	任意				○一組
大阪国際平和センター	大阪国際平和センターに関する事務	・大阪国際平和センター(ピースおおさか:中央区)は、戦争と平和に関する情報・資料の収集・保存・展示等の事業を基礎に、平和問題に関する調査研究・学習・普及等の事業を行うことにより、戦争の悲惨さを次の世代に伝え、平和の尊さを訴え、平和の首都大阪の実現をめざし、世界平和に貢献することを目的に、平成3年、財団法人大阪国際平和センターが開設。 ・運営主体は財団法人大阪国際平和センターで、大阪国際平和センターの運営費に対して、大阪府とともに補助を行っている。	教育委員会事務局	任意		○		
音楽堂	音楽堂貸し出し事業に関する事務	・大阪市立大阪城音楽堂(中央区)の舞台及びリハーサル室の貸し出し(市民及び興行事業者向け) ・音楽団事務所及び音楽堂の建物・設備維持管理業務	教育委員会事務局	任意		○		
大阪市立図書館	大阪市立図書館の運営に関する事務(地域図書館)	・生涯学習の基盤として学習・文化・社会経済活動に必要な資料・情報を提供している。 ・高度な情報サービスを提供するとともに、読書活動の推進や、中央図書館と地域図書館23館連携による図書館資料貸出・調査相談・読書相談等の諸事業を進めている。 ・図書資料の収集・蓄積や目録・書誌データの作成、全館オンラインによる図書館情報ネットワークシステムを整備し、インターネットによる貸出予約や事業参加予約機能の提供や商用データベースを提供している。	教育委員会事務局	任意			○	
	大阪市立図書館の運営に関する事務(中央図書館)	同上	教育委員会事務局	任意			○	
	大阪市史編纂に関する事務	・現在および将来の市史編纂事業に備えて、大阪府域の歴史にかかわる古文書等の文字史料の調査・撮影・複写・収集・整理・保存を行う。 ・その成果を市民に還元するため、各種図書の刊行や収集した史料を閲覧や掲載等の利用に供する。地域の歴史の学習や研究を促進し、郷土への愛着や誇りを育てる。	教育委員会事務局	任意			○	
内部事務	庶務業務に関する事務(総務課)	秘書、庁舎管理、OA、予算決算、調達、防災・危機管理、式典・諸行事、寄付收受、公正職務、広聴広報、文書・公印管理、人事・給与・福利厚生、市会、例規、争訟、局運営方針、区役所支援、府・大学等との連携業務、財政売却代等を財源とした基金への蓄積など	教育委員会事務局	任意			○	
	庶務業務に関する事務(施設整備課)	文書、市会、予算決算、調達等	教育委員会事務局	任意			○	
	庶務業務に関する事務(学事担当)	課運営に必要な一般事務(文書、予算決算、市会、調達等)	教育委員会事務局	任意			○	
	校園事業所に関する事務	校園営繕園芸事務所においては、校園からあらかじめ出された要望に基づき、校園に出向き営繕作業や園芸作業などの環境整備を実施している。 学校業務サービスセンターにおいては、教育委員会と校園及び校園間の文書・物品の仕分け・搬送を行う。(搬送は民間事業者による業務委託している。) それぞれの事業にかかる契約事務・経費執行・業務調整等を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	庶務業務に関する事務(教職員人事担当)	担当内の物品管理、各種証明、予算管理事務、文書管理、各種照会への回答、市会対応、職員団体との交渉、関係例規の改廃等の庶務関係業務を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	庶務業務に関する事務(学校経営管理センター)	庁舎管理、端末管理、環境整備、防火・防災、職員の服務、衛生委員会の運営、職員の給与・福利厚生、文書・公印審査、調査・回答	教育委員会事務局	任意			○	
	学校経営管理センター運営費に関する事務	学校経営管理センター(港区)の予算・決算、予算管理・執行	教育委員会事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	学校園の物品調達・管理に関する事務	所管する学校園の物品の調達に関する事務 ・ 学校園が必要とする物品を取りまとめて契約を行うことにより、スケールメリットを生かす。 ・ 物品を使用頻度に応じた回数で契約・調達することにより、計画的な予算執行を促す。 (年1回・帳票類、年4回・備品類、年6回・文房具類、毎月・紙類、等) 所管する学校園の物品の管理に関する事務 ・ 校園ネットワークシステムに全校園の備品データを登録し、一括管理を行う。 ・ システム利用で自校の備品を確実に把握し、処分手続等の処理を適切に行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	庶務業務に関する事務(学務担当)	学務担当の運営に必要な一般事務 ・ 職員の勤怠 ・ 給与・福利厚生 ・ 各種の照会・回答 ・ 文書管理 など	教育委員会事務局	任意			○	
	庶務業務に関する事務(学校保健担当)	・ 庶務業務 ・ 文書管理、市会、予算決算等	教育委員会事務局	任意			○	
	庶務業務に関する事務(指導部)	・ 本市以外の団体等が行う事業や行催事などに対し、本市が主催あるいは、共催していないようなものについて、賛同の意をあらわす趣旨で、本市の名義使用の承認をするもの。 ・ 文書・公印管理関係業務、市会関係業務、OA関係業務、計理・予算決算業務、広報及び広聴に関する事務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関係業務、照会・回答、日程調整、行財政改革・企画関係業務。	教育委員会事務局	任意			○	
	庶務業務に関する事務(教育センター)	他機関・諸団体との連携、市会関係業務、文書管理関係業務、計理・予算決算業務、庁舎管理業務(研修室貸し出し業務)、研修事業評価会議の企画・運営、教員採用試験問題作成・試験監督業務、教科等の指導に関する研修の企画・運営、資質向上等教員研修、広報事務、学校園等支援、管理職用・教職員用ID/パスワードの変更・通知・サーバー設定、基幹ネットワークサーバー群の保守・管理、センター内パソコン実習室のパソコン等のメンテナンス、通債、リース、ソフトウェア、通債回線等の業者対応、有害情報規制に関する業務、文部科学省恐害調査関係業務、他県他都市の事例の収集と紹介、ICT環境整備関係業務、一般事務、建物維持管理、教育施設整備、局の調査・照会等	教育委員会事務局	任意			○	

《5. 環境》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
環境行政の総合企画、環境教育等	環境局事業の市民・事業者への広報活動等に関する業務	市民・事業者へ環境局事業に係る情報や内容等を周知するとともに、事業への理解を得るため、パンフレットや広報紙、広報テレビ番組等各種広報媒体を用いた広報活動を行う。 また、環境局のホームページにおいて、ごみの出し方など環境局事業に係る情報や、イベント情報、プレス資料等のお知らせ情報、問い合わせ先等の情報を市民に提供する。また、市民の利便性の向上のため、各種申請書やパンフレット等のダウンロードサービスを実施する。	環境局	任意			○	
	大阪市環境基本計画に関する事務	「大阪市環境基本計画」の着実な進捗管理を図るため、各種施策の実績や成果を計画的かつ総合的な観点から点検・評価し推進を図る。	環境局	任意			○	
	大阪市環境白書に関する事務	本市の環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況を明らかにする年次報告書として「大阪市環境白書」を作成し、その内容を市会に報告するとともに、市民に広く周知する。	環境局	任意			○	
	環境教育等促進法に関する事務	○行動計画の作成 環境教育等促進法に基づき、市民、民間団体等、行政がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育、その他の環境の保全に関する取組の推進に関する行動計画を作成する。 ○体験の機会の場の認定制度 土地又は建物の所有者等が、自然体験活動その他の体験活動の場として当該土地等を提供する場合に、一定の基準を満たしていることを条件に「体験の機会の場」として認定する。 ○環境保全に係る協定の締結等	環境局	任意			○	
	環境月間等に関する事務	今日の大量生産・大量消費・大量廃棄といった社会構造の中で、様々な環境問題が顕在しており、これらの解決には、市民のライフスタイルや事業活動を循環型へと転換させていくことが重要である。そのため、市民・事業者等の環境保全意識を高めることを目的として、6月の環境月間や12月の地球温暖化防止月間において、本市の環境保全の取組みを取りまとめて公表するとともに、市民等にはポスター・リーフレットによる啓発や企業向けには自主的な環境保全運動を呼びかける。	環境局	任意			○	
	環境表彰に関する事務	環境保全活動、環境保全の意欲の増進を図るため、環境保全に関し顕著な功績のあった個人・団体・事業者を対象に、選考委員会の審査を経て表彰を行う。	環境局	任意			○	
	地域環境啓発に関する事務（環境活動）	環境保全意識の高揚を図ることを目的に、広く一般市民を対象として、市内5箇所の環境保全監視事務所において環境保全に関する啓発事業を実施する。併せて、普及啓発用リーフレットを作成配付し、市民・事業者の環境配慮活動を促進する。	環境局	任意			○	
	地域環境啓発に関する事務（環境規制）	環境保全意識の高揚を図ることを目的に、広く一般市民を対象として、市内5箇所の環境保全監視事務所において環境保全に関する啓発事業を実施する。併せて、普及啓発用リーフレットを作成配付し、市民・事業者の環境配慮活動を促進する。	環境局	任意			○	
	大阪市環境経営推進協議会に関する事務	当協議会は環境経営、環境保全に関する知識と技術の向上及びその交流を図り、もって事業者の自主的な環境保全への取組みの推進と快適な都市環境の保全と創造に寄与することを目的に設立され、大阪府はオブザーバーとして参加し、本市からの情報提供をはじめ、環境施策の連携を図っている。	環境局	任意			○	
	おおさか環境科に関する事務	身近な大阪の自然や環境特性などを取り入れ、小中一貫で発達段階に応じた内容の副読本「おおさか環境科」等を作成し、これらを全ての市立小中学校に導入するとともに授業等での活用を図り、「生物多様性」「循環」「地球温暖化」「エネルギー」「都市環境保全」をテーマに環境教育を推進している。 【目的】 人の暮らしと自然などの環境との関わりについて、調べ学習や体験・実践をとおして理解し、環境を大切にしながら生きようとする子どもを育てる。 【学習対象】 ・市立小中学校生（3～6年生） ・市立中学校生	環境局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
環境監視規制等	見える化機器を活用した省エネ行動の促進に関する事務	家庭における毎日の消費電力量とCO2削減効果を確認するとともに節約効果のメリットを体験できる「見える化機器」(省エネナビ)の貸出を行い、市民の省エネ行動の一層の促進を図る。	環境局	任意			○	
	大気汚染調査に関する事務	大気汚染防止法に基づく大気汚染状況の常時監視を補完し、地域の大気汚染状況を把握するとともに、大阪市アスベスト対策基本方針に基づき大気環境中のアスベスト濃度を把握する。	環境局	任意			○	
	ばい煙等(石綿を除く)の排出の規制等に関する事務	ばい煙等(石綿を除く)に係る届出施設等の規制指導等	環境局	任意			○	
	石綿の排出の規制等に関する事務	石綿に係る届出施設の設置者及び石綿排出等作業を伴う建設工事の施工者に係る規制指導等	環境局	任意			○	
	工場・事業場等の大気汚染防止対策及び苦情対応に関する事務(市要綱等)	市内のばい煙発生施設等を設置する工場・事業場に対する規制指導を行い、窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質等に係る環境基準の維持・達成を図るとともに、苦情対応を行う。	環境局	任意			○	
	アスベストの飛散防止対策及び苦情対応に関する事務	アスベストが使用されている建築物等の解体・改修工事において、大気中へのアスベストの飛散防止に係る規制指導並びに苦情対応を行う。	環境局	任意			○	
	自動車排出ガス対策に関する事務	幹線道路沿道において、街頭検査として、ディーゼル車を重点に自動車排出ガスの検査、整備状況の検査等を実施するとともに、自動車から排出される有害物質による環境汚染実態把握や、市民から寄せられる自動車排ガスに係る苦情への対応として環境調査を実施する。エコドライブの推進等自動車交通環境に係る啓発活動を実施する。	環境局	任意			○	
	航空機騒音対策に関する事務(生活保護等世帯空調機器稼働費補助)	大阪国際空港の着陸航路下地域における航空機騒音障害の緩和のため、国等と協調して、民家防音工事を受けた住宅に居住する生活保護等世帯に対する空調機の稼働費の一部補助を行う。	環境局	要綱等	その他		○	
	航空機騒音対策に関する事務(測定)	大阪国際空港の着陸航路下地域における航空機騒音に係る環境基準の達成に向け、環境調査及び公表を行うとともに、関係機関に対策要望等及び苦情対応を行う。	環境局	任意			○	
	航空機騒音対策に関する事務(共同利用施設の維持管理)	大阪国際空港の着陸航路下地域における航空機騒音障害の緩和のため、地域住民の保育、学習、休養等を目的に整備された共同利用施設の運営を行う。	環境局	任意			○	
	騒音振動規制指導(深夜営業等の規制)	深夜営業等の規制 ・飲食店、カラオケ店、遊泳場(屋外)、テニスコート(屋外)、バレーボール練習場、ゴルフ練習場、ガソリンスタンド又は有料駐車場の7営業と材料等の搬出入作業 【営業禁止時間】 ・午後1時から翌日の午前6時まで(ただし、飲食店営業とカラオケ店営業は午前0時から禁止) ・対象地域…準住居地域を除く住居系地域	府環境農林水産部	任意			○	
	大阪府生活環境の保全等に関する条例による化学物質管理制度に基づく事務	事業者による化学物質の管理を促進するため次の事務を実施 ・事業者から提出される化学物質管理計画書の届出処理等 ・緊急事態の発生時における事業者からの通報、届出に係る事務等 ・排出量等の取りまとめ及び公表 ・立入検査、報告徴収	環境局	任意			○	
	化製場管理に関する事務	西成区の化製場の集約化に係る土地賃借料の管理業務及び臭気調査。	環境局	任意			○	
	水環境計画に関する事務	市民が満足する良好な水環境の創出に向け、関連部局・各区が実施する計画に基づく各種施策の進行管理を行う。	環境局	任意			○	
	水環境協働事業に関する事務	水環境に係る協働事業の全体的な展開により、市民の水環境への関心を高め、各地域の水環境保全・創造活動を活性化させる。	環境局	任意			○	
	水質汚濁対策に関する事務	淀川・神崎川、大和川などの各河川、及び大阪湾・瀬戸内海などの各協議会に参画し、広域連携により水質改善に努める。大阪市における河川・港湾等における底質対策に関する事務を行う。港湾域におけるPCB濃度の調査等を実施する。	環境局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	水質汚濁常時監視に関する事務	水質汚濁防止法に基づく水質の常時監視の補完、及び市内河川の水質変動を把握・監視するため定期的な水質調査を行い、局地的な水質異常等にも対応できるよう水質モニタリングを行う。	環境局	任意			○	
	地盤沈下対策に関する事務 (常時観測及び水準測量支線ルート)	地盤沈下の現状把握のため、阪神地区の自治体と調整しつつ、一級水準測量を実施している。また、市内11箇所の観測所で地盤沈下及び地下水位の常時観測を行っている。	環境局	任意			○	
	環境配慮の啓発・指導に関する事務	大規模小売店舗立地法等に基づく届出に対して、環境への適正な配慮についての意見を述べる。また、大規模建築物の建設計画に関する本市の事前協議制度に基づき、居住環境の保全のため、事業者に対して、騒音等影響回避措置についての指導並びに環境関係法令順守等の指導を行う。	環境局	任意			○	
	土壌汚染のおそれがある土地の規制等に関する事務	土壌汚染のおそれがある土地について、所有者による調査・対策等を目的に、要措置管理区域の指定、汚染土壌の搬出に関する規制等を実施	環境局	任意			○	
地盤沈下対策 (幹線ルート)	地盤沈下対策に関する事務 (水準測量幹線ルート)	地盤沈下の現状把握のため、阪神地区の自治体と調整しつつ、一級水準測量を実施している。	環境局	任意		○		
環境影響評価 (条例)	大阪府、大阪市環境影響評価条例に関する事務	大規模な事業を実施しようとするときに、事業者自らが、あらかじめ、その事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等の意見を聴きながら、環境の保全や創造について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる都市の環境の確保に資する。	環境局	任意		○		
地球温暖化 対策等	生物多様性に関する事務	持続可能な社会を目指し、様々な生物が生息する自然を守り豊かにする取組みとその活用などに関する取組みの着実な推進を図る。	環境局	任意			○	
	環境みらい創造本部の運営に関する事務	低炭素社会の構築、循環型社会の形成、快適な都市環境の確保に係る本市の環境施策を総合的かつ強力に推進するための組織としての役割を担う環境みらい創造本部の運営。	環境局	任意			○	
	ヒートアイランド対策に関する事務	「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」に基づき、関係局の連携の下、緑地や舗装技術を活用した路面温度低減策等のヒートアイランド対策を推進するとともに、ドライ型ミストや打ち水、緑のカーテン・カーベットの普及に取り組む。また、気温の観測等によるヒートアイランド現象の実態を把握するとともに、対策の効果検証を行う。	環境局	任意			○	
	なにわエコ会議の運営支援に関する事務	地球温暖化防止活動を市民、環境NGO/NPO、事業者、行政等が協働して行うために、本市が中心となってH16年6月に設立したなにわエコ会議の活動を全般的に支援し、地球温暖化防止活動を推進する。	環境局	任意			○	
	なにわエコライフ推進事業に関する事務	家庭での省エネ生活の実践につながることを期待して、なにわエコライフ普及員(地域ボランティア)とともに、なにわエコライフチャレンジシート(=環境家計簿)の参加募集、回収、集計等に取り組んでいる。 また、環境出前講座、環境関連イベント、区民まつりなどの様々な場において、普及員とともに地球温暖化や省エネ生活に係る知識の普及啓発などに取り組んでいる。	環境局	任意			○	
	太陽光発電普及促進に関する事務	家庭及び事業所等における太陽光発電の普及を促進し、温室効果ガスの排出抑制を図るとともに、大阪・関西に集積している太陽電池産業及び関連する中小企業の振興に寄与することを目的に、住宅や事業所に太陽光発電を導入する市民や事業者に補助を実施(H23年度で終了)。 H24年度以降は、「屋根貸し」制度など税を投入しない形での太陽光発電の一層の普及を促進し、もって温室効果ガスの排出抑制をはかる。	環境局	任意			○	
	急速充電スタンドの運用等に関する事務	・H23年度に整備した急速充電スタンド(1基)を運用することにより、電気自動車の安心走行をサポートし、民間への次世代自動車普及を加速させる。 ・平野区	環境局	任意			○	
	倍速充電スタンドの運用等に関する事務	・H22年度に整備した倍速充電スタンド(10基)を一般に供することにより、電気自動車の安心走行をサポートし、EV・PHVの普及を加速させる。 ・北区、此花区、西淀川区、東淀川区、生野区、旭区、阿倍野区、住之江区、住吉区、平野区	環境局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	関西エコビジネスツアーに関する事務	大阪を中心として関西圏に蓄積されたさまざまな環境技術や産業集積の特性を踏まえ、公共施設や民間施設を利用した視察見学・体験の実施等環境をテーマとした国内外からの集客・交流の促進及び商談等を通じて、関西経済圏の活性化を図る。	環境局	任意			○	
	御堂筋エコロード推進事業	御堂筋沿道の企業などと連携して協議会を設置し、エコドライブの実践やグリーン配送の取組み等の環境にやさしい自動車利用を推進する。	環境局	任意			○	
地球温暖化 広域対策等	国連環境計画(UNEP)国際環境技術センターの支援に関する事務	開発途上国の都市の環境問題解決に取り組むUNEP国際環境技術センター(鶴見区)の活動に協力し、地球環境保全に貢献するため、同センターの支援法人である公益財団法人 地球環境センターの活動を支援する。	環境局	任意		○		
	大阪 水・環境ソリューション機構に関する事務	・大阪・関西企業の海外展開を支援し、地域経済の活性化を図る ・官民連携により海外の水・環境問題の解決に貢献する ・大阪市と大阪・関西の経済界が一体的に活動するための組織として「大阪市 水・環境ソリューション機構」を設立(構成メンバー:建設局・水道局・環境局・政策企画室・経済局) ・H24年8月より大阪府の参画により「大阪 水・環境ソリューション機構」に名称を変更	環境局	任意		○		
	自動車公害防止広域対策に関する事務	自動車交通環境対策及び自動車に係る地球温暖化対策を目的として、大阪自動車環境対策推進会議・六大都市自動車技術評価委員会への参加、燃料電池自動車普及事業の実施。	環境局	任意		○		
エネルギー 政策	エネルギー政策の推進に関する事務	東日本大震災に伴う原発事故を契機に大阪・関西でも電力需給が逼迫するなど、現在の電力供給システムの課題が明らかになった。そのため、エネルギーの効果的利用と安定供給を実現するためのエネルギー政策を推進する。	環境局	任意		○		
夢洲1区メガ ソーラー	夢洲1区メガソーラーに関する事務	臨海部における環境・エネルギー関連産業の集積の先導的な役割を担う取組みとして、夢洲1区の廃棄物処分場を活用して、民間事業者によるメガソーラー設置の実現を図る。本市は、メガソーラー設置場所を提供するとともに、国への要望や関係機関との調整を行い、民間事業者による事業化を支援する	環境局	任意			○	
環境保全設 備資金融資	環境保全設備資金融資に関する事務	公害防止設備や低公害車の導入、アスベスト除去工事等を実施しようとする中小企業者を対象に、自己資金による措置が困難な中小企業が公害防止設備の設置や改善に要する資金を金融機関から低利で融資を受けられるよう斡旋、融資金にかかる利子補給を行い、環境保全対策に取り組む中小事業者の経済的な負担を軽減し、都市環境の改善・向上をめざす。 なお、大阪市環境保全設備資金融資事業は、近年、環境対策が一定成果を上げてきたことなどから、新規受付をH19年9月末に終了し、H26年2月末には、最後の融資制度の利用者が債務を完済する見込みとなっている。 このため、H26年度以降については、これまでに代位弁済補助金として交付した補助金に対して、大阪市信用保証協会の求償権による回収した回収金を収納する事務のみを継続することとなる見込みである。 なお、制度融資に係る新規受付をH19年9月末に受付を終了したことに伴い、融資金にかかる利子補給のみ行う制度について、新たにH19年10月から開始したが、対象者がなく、H24年度末をもって、制度を廃止。	環境局	任意		○		
緑化	緑化業務(広域・その他)	・緑化の普及啓発(花と緑と自然の情報センター管理運営に関する指定管理者との連絡調整) ・公共空間の緑化の推進(公園、街路、公共施設等への樹木や花の植え付け) ・公園・街路樹の保全育成(街路及び公園の樹木の維持管理)	建設局	任意		○		